

# 品種登録出願の手引き

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室

平成29年4月1日版

<b>1 品種登録出願の方法</b> .....	1
(1) 品種登録出願に必要な書類の準備等.....	1
(2) 願書の入手方法.....	1
(3) 出願の方法.....	2
(4) 願書作成マニュアル.....	5
① 出願料.....	5
② 日付.....	5
③ 願書を提出する者.....	6
④ 出願者.....	7
⑤ 文書送付先.....	10
⑥ 農林水産植物の種類.....	11
⑦ 出願品種の名称.....	11
⑧ 出願品種の育成者.....	14
⑨ 外国での出願.....	15
⑩ 優先権の主張.....	16
⑪ 出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴.....	16
⑫ 出願品種が種子又は種菌を種苗とする場合.....	17
⑬ その他様式及び添付書類.....	19
(参考1) 品種登録願のローマ字表記について.....	21
(参考2) 出願に必要な書類等.....	23
(5) 説明書作成マニュアル.....	24
① 農林水産植物の種類.....	24
② 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先.....	24
③ 出願品種の名称.....	24
④ 出願品種の育成及び繁殖の方法.....	25
⑤ 出願品種の特性.....	26
⑥ 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性.....	27
⑦ 品種審査において参考となり得る追加情報.....	27
⑧ 栽培の許可.....	29
⑨ 審査用種苗に関する情報.....	29
⑩ 出願品種の栽培状況に関する情報.....	30
(6) 提出物件及び願書に添付する書面.....	31
① 出願品種が種子又は種菌を種苗とする場合.....	31
② 提出する写真.....	31
③ 委任状.....	31
④ 承継人であることを証する書面.....	31
⑤ 国籍を証明する書面等.....	32
⑥ 優先権を主張する場合.....	33
⑦ 試作データ.....	33
⑧ その他.....	33
○ 現地調査票（果樹）の様式.....	34
○ 出願品種種子・菌株送付書（様式例）.....	35
○ 委任状・和文（様式例）.....	37
○ 委任状・英文（様式例）.....	37
○ 譲渡証明書・和文（様式例）.....	38
○ 譲渡証明書・英文（様式例）.....	38
○ 職務育成品種規程等（様式例）.....	39
○ 従業員が職務育成した品種であることの証明（様式例）.....	39
<b>【提出写真の取り方のポイント】</b> .....	40

<b>2 出願の受理・補正と拒絶</b> .....	4 3
(1) 出願の受理.....	4 3
(2) 受理通知.....	4 3
(3) 出願の補正.....	4 3
○自主出願補正書（様式）.....	4 4
○出願補正書（様式）.....	4 5
(4) 品種登録出願の拒絶.....	4 6
○意見書（様式）.....	4 6
<b>3 品種名称の変更</b> .....	4 7
<b>4 出願公表</b> .....	4 7
<b>5 出願者の名義等の変更</b> .....	4 8
(1) 出願者の名義等の変更.....	4 8
(2) 代理人の変更等.....	4 8
(3) 文書送付先の変更.....	4 8
(4) 届出書の提出.....	4 8
○一般承継による出願者の名義変更届出書（様式）.....	4 9
○特定承継による出願者の名義変更届出書（様式）.....	4 9
○出願者の住所変更届出書（様式）.....	5 0
○出願者の氏名又は名称変更届出書（様式）.....	5 0
○出願者印の変更届出書（様式）.....	5 1
○代理人の変更届出書（様式）.....	5 2
○代理人の解任（辞任）通知書（様式）.....	5 3
○代理人の住所変更届出書（様式）.....	5 3
○代理人の氏名又は名称変更届出書（様式）.....	5 4
○代理人印の変更届出書（様式）.....	5 5
○文書送付先の変更届出書（様式）.....	5 6
<b>6 品種登録</b> .....	5 7
(1) 品種登録.....	5 7
(2) 品種登録を受けた者への通知等.....	5 7
<b>7 品種登録後の手続き</b> .....	5 7
(1) 登録料.....	5 7
○品種登録料納付書（様式）.....	5 8
(2) 育成者権の移転等の登録.....	5 9
○育成者権の移転登録申請書（様式例）.....	6 0
○育成者権の譲渡証明書（様式例）.....	6 1
○専用（通常）利用権設定登録申請書（様式例）.....	6 2
(3) 品種登録の取消しと育成者権の消滅.....	6 3
<b>8 品種登録に関する証明等の請求</b> .....	6 4
○品種登録出願に関する証明の請求書（様式例）.....	6 4
○登録品種に関する証明の請求書（様式例）.....	6 5
○品種登録簿の謄本交付請求書（様式例）.....	6 5
○願書の閲覧・謄写請求書（様式例）.....	6 6
○品種登録簿の閲覧・謄写請求書（様式例）.....	6 6
<b>9 品種登録に関する問い合わせ先</b> .....	6 7

## 1 品種登録出願の方法

### (1) 品種登録出願に必要な書類等の準備

- ① 品種登録出願のためには、出願前に、対照品種との比較栽培試験等を行った上での、データの収集、必要な写真の撮影、種子の採取等、十分な準備を行う必要があります。
- ② 品種登録出願に必要なデータの収集、写真の撮影等の出願準備を効率的に進めるためには、出願に必要な品種登録願（以下「願書」といいます。）や説明書の様式、出願品種の特性を調査するために必要な審査基準等を、比較栽培試験を行うに先立って入手しておくことが、有効です。
- ③ 説明書には、出願品種の育成及び繁殖の方法、出願品種の特性等を整理して記載する必要があります。また、区別性の審査に用いられる形質や特性の評価の方法については、植物の種類により異なります。このため、過去に品種登録されている植物種類については、「農林水産省 品種登録ホームページ」（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>）に種類別審査基準（特性評価の方法）が掲載されていますので、これに従って出願予定の品種の特性を調査してください。
- ④ 農林水産省で種類別審査基準（特性評価の方法）が作成されていない植物の種類に属する品種について出願しようとする場合には、知的財産課種苗室登録チームに相談していただいた上で説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」を作成してください。
- ⑤ 出願される植物種類によっては、審査期間の短縮のため次期栽培試験の対象とする出願の提出締め切り日を設定しているものがあります。詳しくは品種登録ホームページ「出願の提出日と栽培試験の実施時期について」（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/info/osirase/teishutsu.html>）をご覧ください。

### (2) 願書の入手方法

願書及び説明書の様式並びに種類別審査基準の入手方法については、以下の2つの方法があります。

- ① 農林水産省のホームページから様式をダウンロード

○ 農林水産省 品種登録ホームページ  
URL <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

- ② 農林水産省食料産業局知的財産課（種苗室登録チーム）に郵送で請求

郵送による請求の場合には、以下の **ア** 及び **イ** を同封して、知的財産課種苗室登録チームあてに送付してください。なお、種類別審査基準（特性評価の方法）については、品種登録の実績のない植物など、未作成の植物の種類もありますので、事前に、知的財産課種苗室登録チームにそれらの有無を確認の上請求してください。

○ 農林水産省食料産業局知的財産課種苗室登録チーム  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
電話 03-3502-8111（代） 内線4301

ア 請求する資料の種類及び請求者を記載した書面

書面の様式は特にありません（メモ書きで結構です）。以下の事項を書面に記載して下さい。

- (ア) 請求者の氏名、住所、所属（法人等の場合）、電話番号
- (イ) 出願を希望する農林水産植物の種類

(ウ) 請求する資料の種類

例えば、「願書、説明書及び種類別審査基準」、「種類別審査基準のみ」等。種類別審査基準を請求する場合には、農林水産植物の種類をできるだけ詳しく（属名や種名）記載してください。

イ 返信用の封筒

**ご自分あての返信用封筒をご用意ください。**返信用の封筒は、A4版（願書等のサイズ）の書類が入る大きさの封筒を用い、これにあて名を記入し切手を貼ってください。切手の額は下記の表を参考にしてください。なお、農林水産植物の種類によって、それ以上の重さとなる場合がありますので、できるだけ事前に、知的財産課種苗室登録チームに確認の上請求してください。

郵便料金の目安（平成27年9月現在）

同封する書類の種類	郵便料金
品種登録願（願書）＋説明書＋種類別審査基準	250円
願書＋説明書＋品種登録出願の手引き	400円
願書＋説明書＋種類別審査基準＋品種登録出願の手引き	400円

（注）種類別審査基準は、植物によって重さが異なります。送付いただいた切手の金額以上の重さになる場合もございますのであらかじめご了承ください。

**（3）出願の方法**

願書や説明書等については、以下に従って記載してください。なお、品種登録願に虚偽の記載をするなど詐欺の行為により、登録要件を満たさない品種について品種登録を受けた者は、種苗法第68条の規定により3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）が科せられるとともに、品種登録が取り消されますので、正確に記載してください。

**① 願書等の様式・用紙の規格等**

願書及び説明書の様式等は種苗法施行規則により定められています。平成20年4月より、願書及び説明書の様式が新しくなっています。平成21年4月1日以降に旧様式で提出された場合には農林水産大臣より補正命令が発せられますので、出願の際は品種登録ホームページ等で新様式をご確認の上提出してください。

願書、説明書等の提出書面の用紙は、A4サイズ縦で、文字が透き通らない白色とし、片面のみに記載してください。余白は、少なくとも用紙の上下左右各々2cmをとってください。文字は、ワープロ、パソコンプリンター、手書き等により、黒色で明瞭に、かつ容易に消すことができないように記載し、鉛筆書きや感熱紙の使用はしないでください。

**② 願書の用語等**

ア 願書、説明書等は、日本語で作成してください。ただし、農林水産植物の種類（学

名)は種苗法施行規則別表第2(学名は毎年追加される可能性がありますので、最新のもので確認してください。)の学名欄のとおりローマ字(アルファベット)を用いて記載してください。

イ 出願者が外国人又は外国法人である場合及び育成者が外国人である場合には、住所又は居所、氏名又は名称については、アルファベット26文字で記載することができます。また、出願品種の名称にもアルファベット26文字を用いることができますので、後述の願書作成マニュアルに従って記載してください。

ウ 委任状、契約書等の書面であって外国語で書かれたものについては、その日本語の翻訳文を添付してください。

### ③ 収入印紙

出願料については、願書に出願料の額に相当する金額の収入印紙をちょう付し、その下の括弧内に出願料の額を記載してください(収入印紙には消印をしないでください)。

○ 品種登録の出願料

1件について 47,200円

### ④ 品種ごとの出願

1つの出願品種に対して1件の品種登録が行われますので、品種登録出願は1つの品種ごとに1件の出願を行う必要があります。したがって、2つ以上の品種を1件にまとめて出願することはできません。

### ⑤ 提出方法

出願は、下記窓口に送付するか、直接持参してください。送付する場合は書留類を利用してください。(直接持参される場合には庁舎入口にて通行証をもらってください。)なお、願書が窓口に到達した日が出願日となります。

○ 品種登録出願の受付窓口

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室登録チーム

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1(北別館6階)

電話 03-3502-8111(代) 内線4301

持参の場合の受付時間は10時~17時です。

### ⑥ 書面以外の提出物件

品種登録出願する際には、書面のほかに、以下の物件の提出が必要です。

#### ア 種子又は菌株

出願品種が種子を種苗とする場合には、出願の際に種子1,000粒を提出してください。出願品種(きのこ)が種菌を種苗とする場合には、出願の際に試験管(18×180mm)に培養した菌株5本を提出してください。種子又は菌株の提出は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター(以下「種苗管理センター」という。)あてに、送付書を添付して送付する方法により行ってください。なお、出願の際に(数日程度のずれは許容範囲です。)種子又は菌株が提出されない場合には、農林水産大臣より補正命令が発せられます。この補正命令に従わずなお提出しない場合には出願が却下されますので、提出に必要な量の種子又は種菌を確保した上で出願してください。

種子及び菌株は栽培試験や長期保存が可能なものが必要であり、無病のもの、十分な発芽率を有するものを輸送中に傷んだりしないよう注意して送付してください。送付の際には書留類を利用すると確実です。

- 種子、菌株の送付先  
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター あて  
〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2  
電話：029-838-6581（代）

#### イ 出願品種の植物体の写真

写真は、A4版の台紙にちょう付したものを願書に添付して提出します。A4版の台紙1枚毎に1枚の写真をちょう付してください。写真は、対照となる品種の選定に当たって重要な情報となりますので、審査が円滑に行われるよう、植物体の全体、部位の形状、色等が明瞭にわかる写真を提出してください。ピントが合っていない写真や植物体の特性が十分に確認できない写真などが提出された場合は、再提出が命じられることがあります。なお、デジタルカメラで撮影した写真は、パソコンプリンター等で写真用紙（光沢のある用紙）にカラー印刷したものを提出してください。印刷が不鮮明な場合には、再提出が命じられることがあります。

#### ⑦ 特定の条件により提出が必要な書面

出願の条件によっては、次の書面を願書に添付することが必要となります。

- 出願の条件に応じて願書に添付する書面  
(外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付してください。)
  - ア 代理人出願の場合・・・出願者による委任状
  - イ 出願品種の育成をした者の・・・承継人であることを証明する書面  
承継人が出願する場合
  - ウ 出願者が外国人又は・・・国籍を証明する書面  
外国の法人である場合
  - エ 優先権の主張をする場合・・・最先の出願があったことを証明する書面
  - オ 出願品種が果樹である場合・・・現地調査票

#### ⑧ 出願関係書類の写しの保管

出願後には、補正命令、名称変更命令、資料提出命令等が出される場合が少なからずあります。これらの手続にスムーズに対応していただくために、願書、説明書、添付書面、提出写真等の出願関係書類については、必ずその写しを取って（出願者の控えとして）大切に保管しておいてください。

#### (4) 願書作成マニュアル

願書の様式に沿って記載要領を説明します。

作成に当たっては、以下の記載要領を十分に踏まえて作成をお願いします。

##### ① 出願料

(記載例 1)

別記 様式第一号 (第五条関係)
ここに収入印紙をちょう付してください。 収入印紙は、消印や汚損等しないでください。
(ちょう付した収入印紙の額 <u>47,200</u> 円)
品 種 登 録 願
農林水産大臣 殿
平成 27 年 4 月 20 日
種苗法第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり出願します。

出願料は、収入印紙を願書にちょう付する方法により納付します。具体的には、願書の指定された部分に収入印紙 (出願料 47,200 円) をちょう付し、その下の括弧内の「ちょう付した収入印紙の額」の右に 47,200 円と記載します。

願書の提出の際には、収入印紙に絶対に消印しないでください。出願料の納付は、汚損や消印等のない収入印紙がちょう付されていることをもって確認し、農林水産省で収入印紙の消印を行います。出願者自身が消印している印紙がちょう付されている場合には、農林水産省において出願料の納付を確認することができないことから、未納付と判断され、補正 (不足額の納付) 命令が発せられます。

<参考：出願料の納付を要さない機関>

国及び以下の国立研究開発法人又は国立大学法人が出願者である場合は、出願料の納付は不要です。

農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、北海道大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、山梨大学、広島大学、香川大学、九州大学、佐賀大学、鹿児島大学

##### ② 日付

日付は、願書を提出する日 (郵送による場合には送付する日) の年月日を記載してください。

(注) 出願日は、願書が窓口に到達した日となります。



③ 願書を提出する者

(記載例 2)

(この願書を提出する者 (注))	
<input type="checkbox"/> 出願者 (1. に記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載)
フリガナ	トウキョウト チョウタク カスミガセキ
住所又は居所：(〒100-8950) 東京都 千代田区 霞ヶ関一丁目 *番*号	マルマルホウリツジ ムシヨ
	〇〇法律事務所
フリガナ	ノリン ハコ
氏名又は名称：農林 花子	印
法人の場合には代表者氏名：	
電話番号： 03-3502-****	
<input type="checkbox"/> 別紙あり (代理人が複数ある場合には、「 <input type="checkbox"/> 」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。)	

(願書別紙) 代理人が複数ある場合

1	代理人 (2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。)	
	フリガナ	トウキョウト チョウタク カスミガセキ
	住所又は居所：(〒100-8950) 東京都 千代田区 霞ヶ関一丁目 *番*号	マルマルホウリツジ ムシヨ
		〇〇法律事務所
	フリガナ	スイチン モモコ
	氏名又は名称：水産 桃子	印
	法人の場合には代表者氏名：	
	電話番号： 03-3502-****	

ア 願書を提出する者が出願者本人である場合には、「出願者」欄の「」に「レ」(「」に「レ」を付すことが難しい場合は、「」等明確に分かるようにしてください。以下同じ。)を付し、本項には記載せず、様式2ページ目の「1 出願者」に記載してください。

イ 願書を提出する者が代理人である場合には、「代理人」欄の「」に「レ」を付した上、代理人の住所又は居所、氏名又は名称(代理人が法人である場合にあっては、その代表者氏名)並びに電話番号を記載し、氏名又は名称欄に押印してください。

住所又は居所並びに氏名又は名称は、住民票、商業登記簿の公簿上の表記どおりに記載してください。

ウ 代理人が複数であるときは、「□別紙あり」欄の「□」に「レ」を付し、2人目からは願書別紙にその人数分の代理人欄を設けて全員記載してください。

エ 代理人（個人の場合）が氏名を自署する場合には、押印する必要はありません。

オ 代理人が出願する場合は、その代理権を証明する委任状等の書面を添付してください。

#### ④ 出願者

（記載例3-1）出願者が日本国籍を有する場合

##### 1. 出願者

(1) 住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ トキョウト チヨダク カシガセキ

住所又は居所：(〒100-8950) 東京都 千代田区 霞ヶ関一丁目\*番\*号

フリガナ セイソウ タロウ

氏名又は名称：生産 太郎 印

(ローマ字表記)：S e i s a n T a r o

法人の場合には代表者氏名：

電話番号：03-3502-\*\*\*\*

(2) 出願者の国籍：日本

□別紙あり（出願者が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

（記載例3-2）出願者が日本国籍以外の場合

##### 1. 出願者

(1) 住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ

住所又は居所：(〒 ) Coldenhovelaan \*, De Lier, The Netherlands

フリガナ

氏名又は名称：Ab\*\* B. V. 印

(ローマ字表記)：

法人の場合には代表者氏名：Harry Kl\*\*\*

電話番号：

(2) 出願者の国籍：オランダ

□別紙あり（出願者が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

(願書別紙) 出願者が複数ある場合

2. 出願者 (2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。)

フリガナ トウキョウト チヨダク カシガセキ

住所又は居所：(〒100-8950) 東京都 千代田区 霞ヶ関一丁目\*番\*号

フリガナ シュビョウ ジロウ

氏名又は名称：種苗 次郎 印

(ローマ字表記)：S h u b y o J i r o

(法人の場合のローマ字表記：〇〇〇〇 Co., Ltd. )

法人の場合には代表者氏名：

電話番号：03-3502-\*\*\*\*

出願者の国籍：日本

(別添様式) 出願者が複数で補足する情報がある場合、または、出願者が外国法人である場合

#### 品種登録願を補足する情報

1 出願者 (品種登録願「1. 出願者」関係の補足)

(1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を別紙に記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。

氏名又は名称：生産 太郎 持分：1 / 2

氏名又は名称：種苗 次郎 持分：1 / 2

氏名又は名称： 持分：

氏名又は名称： 持分：

氏名又は名称： 持分：

(行が不足する場合には、本欄に行を追加して記載する。)

(2) 共同出願の場合において、種苗法第23条第2項の定め又は民法(明治29年法第89号)第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。

(3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。

(記載例3-2の場合 オランダの法律に基づく法人)

ア 出願者の住所又は居所、氏名又は名称(出願者が法人である場合には、その代表者氏名。以下同じ。)及び電話番号を記載し、氏名又は名称欄に押印してください。

出願者(個人による出願)が自署した場合又は代理人による出願の場合には、出願者の押印を省略することができます。

イ 出願者の住所又は居所が日本国内にある場合には、住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおり、「何県、何郡、何町、大字何、字何、何番地の何」のように正確に記載し、フリガナ欄には、地名の漢字の読み方をカタカナで記載してください。

ウ 住所又は居所が外国にある場合

(ア) 住民票及び商業登記簿等の公簿が英語で記載されている場合

公簿の表記どおりに英語で記載してください。(フリガナ欄及び(ローマ字表記欄)は記入不要です。)

(イ) 住民票及び商業登記簿等の公簿が英語以外で記載されている場合

住所及び居所をローマ字(アルファベット26文字)で記載するようにしてください。

なお、上記のいずれの場合においても、P.O.BOX、Private bag等の私書箱の類は、出願者の住所又は居所としては認められませんので注意してください。

エ 氏名又は名称は、住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおりに記載し、フリガナ欄に漢字の読み方を記載してください。また、法人の場合におけるローマ字表記欄には、法人の定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載してください。

外国人の氏名又は外国法人の名称については、上記ウと同様にローマ字(アルファベット26文字)で記載してください(フリガナ欄、(ローマ字表記)欄及び電話番号欄は記入不要です。)

オ 出願者が複数である場合には、「□別紙有り」欄の「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙にその人数分の出願者欄を設けて全員記載してください。

カ 氏名を自署する場合及び出願者が外国人の場合(代理人の押印か自署は必要)は、押印を省略することができます。押印した印(自署で押印を省略した場合にあっては署名)は、本人確認に用いますので、以後の手続きにおいては、出願時と同じ印(同じ署名)を用いてください。出願時に押印した印鑑の紛失等によって、以後の手続きで異なる印等を用いようとする場合には、印鑑証明書の添付等別途本人確認のための手続きが必要となる場合がありますので注意してください。

キ 次のいずれかに該当する場合には、別添様式「品種登録願を補足する情報」に記載してください。

(ア) 出願者が法人である場合(→別添様式 1の(3)に記入)

日本国内の法人でその名称に法人の法的性質を表す文字を含まないとき又は外国法人である場合には、法人の法的性質を記載してください。有限責任事業組合等は法人格を有しませんので、育成者個人の名義で(育成者が複数の場合には共同で)出願する必要があります。法人格のない団体の出願は認められませんので注意してください。

(イ) 共同出願の場合

**【持分の定めがある場合】**(→別添様式 1の(1)に記入)

持分の欄に、各出願者の持分を「△/○」のように分数を用いて、出願者全員の持分の合計が1となるように記載してください。

**【種苗法第23条第2項の定め又は民法(明治29年法律第89号)第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合】**(→別添様式 1の(2)に記入)

(a) 種苗法第23条第2項の定めとは、他の共有者の同意を得ない場合には登録品種の利用をすることができない旨の定めのことです。次の例の様な項目を含む契約を交わしている場合などが該当します。

出願者：生産太郎（甲）、種苗次郎（乙） 出願品種：A  
例：「甲は、乙の同意を得た場合に限り、品種Aの種苗を生産し販売することができる。この場合において、甲は、品種Aの種苗の販売額の3%を乙に許諾料として支払うものとする。」

<上記の場合の記載例>

別添様式1の(2)

種苗法第23条第2項の定め（生産太郎は種苗次郎の同意がある場合に限り品種Aの種苗を生産し販売することができる。）

- (b) 民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約とは、5年を超えない期間内に分割しない旨の契約（不分割契約）のことです。本来、各共有者は、他の共有者に対して共有に係る育成者権の分割請求をすることができますが（民法第256条第1項本文）、同項ただし書の規定により5年以内であるならば分割しない旨の契約をすることができます。なお、分割の方法については、育成者権が無体財産権であることから、現物の分割をすることができますので、代金分割（育成者権を他の第三者に譲渡して得られた代金を分割する方法）又は価格賠償による分割（共有者の1人が他の共有者に代金を払って、それらの持分全部を取得することにより共有関係を解消する方法）によることとなります。次の例のような項目を含む契約を交わしている場合などが該当します。

出願者：生産太郎（甲）、種苗次郎（乙） 出願品種：A  
例：「品種登録後5年間、甲及び乙はそれぞれ、相手方に対してAに係る育成者権の分割を請求することができない。」

<上記の場合の記載例>

別添様式1の(2)

民法第256条第1項ただし書の契約（生産太郎及び種苗次郎は、品種登録後5年間共有育成者権の分割を請求することができない。）

## ⑤ 文書送付先

（記載例4）

### 2. 文書送付先（国内の住所等）

(1) 住所又は居所：〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関一丁目\*番\*号

あて名：生産 太郎

電話番号：03-3502-\*\*\*\*

(2) 上記(1)の住所又は居所は、次の者のものである。

出願者の1人      代理人      業務用住所（非居住者の場合など）

農林水産省が出願から登録に係る文書を送付する際の日本国内送付先の住所又は居所、宛名（法人にあっては担当部署まで。）及び電話番号を記載してください。

また、(2) に文書送付先の該当する欄の「□」に「レ」を付してください。

「出願者の1人」とは、(1)に記載した住所又は居所が出願者ご本人（共同出願者のうちの1人）のものである場合です。それが代理人の住所又は居所である場合は「代理人」に「レ」を付してください。「業務用住所（非居住者の場合など）」とは、願書1枚目の代理人欄及び2枚目の出願者欄に記載した代理人及び出願者の住所又は居所とは異なる住所等に文書を送付する場合です。

なお、品種登録を受けた者への通知等やその後の連絡等もここに記載された住所等宛に送付されます。移転等があった場合には速やかに文書送付先の変更手続きを行うようご注意ください。

⑥ 農林水産植物の種類

(記載例5)

3. 農林水産植物の種類
学名(ローマ字): Solanum tuberosum L.
和名: ばれいしょ種

ア 農林水産植物の種類については、次のとおり記載してください。

(ア) 種苗法施行規則別表第2（学名は毎年追加される可能性がありますので、最新のものです確認してください。）に出願品種が属する種が掲載されている場合には、その学名及び和名を記載してください。

(イ) 同表に出願品種が属する属は掲載されているが、種が掲載されていない場合には、属の学名及び和名を記載してください。

(ウ) 同表に出願品種が属する属及び種のいずれも掲載されてない場合であって、出願品種の属又は種が判明しているときは、その学名を記載し、これに対応する和名が判明しているときは和名も記載してください。

イ 出願品種が、異なる農林水産植物の種類間の交雑により育成されたものであって、一つの農林水産植物の種類に属するものとするできない場合には、「○○○○（種子親（母親））×△△△△（花粉親（父親））」のように交雑に用いられた農林水産植物の種類を「×」でつないで記載してください。この場合、既に当該出願品種が属する植物の種類を示す学名があるときは、その学名を括弧書で記載してください。

ウ ア及びイのいずれにも該当しない場合には、「学名」欄は空欄とし、和名、俗名等が判明している場合にはその名称を「和名」欄に記載してください。

⑦ 出願品種の名称

(記載例6)

4. 出願品種の名称																			
フリガナ	ノリン ニシキ No.1ゴウ																		
品種名称	農	林		ニ	シ	キ	N	o	.	1	号								
ローマ字表記	norin nishiki No. 1 go																		
(品種名称は、名称中のスペースが分かるようにます目を用いて記載すること。)																			

(記載例 7)

4. 出願品種の名称

フリガナ	エイ BC-010 (オーイチレイ)														
品種名称	英	B	C	-	O	1	0								
ローマ字表記	EI BC-010														

(品種名称は、名称中のスペースが分かるようにます目を用いて記載すること。)

ア 品種名称欄

(ア) 品種名称は、1マスに1字ずつ、スペースも1マスとして、左詰で明瞭に、20字以内で記載してください。品種名称で、使用できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字(アルファベット26文字〔大文字と小文字の制限はありません。〕)、「- (ハイフン)」、「&」、また、「NO.」等の省略を示す「. (ドット)」、アラビア数字(1、2、3、・・・)です。なお、漢字、ひらがなは、外来語等での使用に制限があります。

(イ) 品種名称で、使用できない文字は、簡体字、アラビア文字(数字は除く。)、キリル文字等の文字、「。(句点)」、「、(読点)」、「『 』(かぎ括弧)」、「( ) (括弧)」、「・(中点)」、「’ ’(引用符)」、「,(コンマ)」、「/ (斜線)」等の記号、ローマ数字(I、II、III、・・・)です。

(ウ) 出願品種の名称は、日本国以外のUPOV同盟国に先に出願又は登録を受けた品種名称がある場合には、当該品種名称をもって日本国内でも申請しなければならないことが定められているほかは、自由に命名することができ、種苗法第4条第1項の各号に抵触しない限り、品種名称として登録を受けることができます。ただし、海外で出願した品種名称であっても、日本では登録商標と一致する場合等、品種登録することができない場合があります。この場合には、名称変更が命じられることとなります。

(エ) 品種名称で、英語を使用する場合は、正しいアルファベットの綴りで、また、英語を日本語で表記する場合は、正しい発音をカタカナで記載してください。

(オ) アルファベットを使用している国や地域で、特殊な文字(フランス [Ô]、ドイツ [Ä] 等)が使用されている場合は、ローマ字([Ô → O]、[Ä → A] 等)に置き換えて記載してください。

(カ) アルファベット以外の文字を使用している国や地域にあつては、当該言語で書かれた品種名称の正しい表音を、ヘボン式ローマ字で記載してください。

イ フリガナ欄

(ア) 出願品種の品種名称の呼称の確認のため、一部の例外を除き必ず記載してください。

(イ) 品種名称に使用している文字が、全て日本語の場合は、品種名称の読み方を全てカタカナで記載してください。

(ウ) 品種名称に使用している文字が、全てローマ字、アラビア数字及び記号の場合は、記載の必要はありません。

※ ローマ字とアラビア数字を共に使用するとき、ローマ字「I(アイ)」「1(エル)」と数字「1(イチ)」・ローマ字「O(オウ)」と数字「0(レイ)」などが、文字の配列や記

載の状態等により判別が困難な場合があることから、( ) 書きでのフリガナの記載について協力をお願いします。

- (エ) 品種名称に使用している文字が、日本語、アルファベット、アラビア数字及び記号が混在している場合は、日本語は全てカタカナで記載し、アルファベット、アラビア数字及び記号は、そのまま記載してください。

<記入例>

上記区分	(イ) の例	(ウ) の例	(エ) の例
フリガナ	ニジイロアオゾラ	(W杣&21C)	ニジイロ BLUE SKY
品種名称	虹いろアオゾラ	W0&20Century	虹色 BLUE SKY

#### ウ ローマ字表記欄

- (ア) ローマ字表記については、品種名称のUPOV事務局への通報に使用するので、必ず記載をしてください。なお、UPOV事務局への通報にはすべてアルファベット大文字を使用しています。
- (イ) 品種名称が日本語又は和製外来語等の造語で、使用している文字が全て日本語(ただし、下記の(オ)の場合を除く。)の場合は、品種名称の読み方を全てヘボン式ローマ字で、かつ、大文字で記載してください。  
※ヘボン式ローマ字一覧表は21ページ「参考1」に掲載していますので参照してください。
- (ウ) 品種名称が、日本語、アルファベット、アラビア数字及び記号のみで、アルファベット小文字を使用している場合は、アルファベットは大文字に直して記載して下さい。
- (エ) 品種名称が、日本語、アルファベット、アラビア数字及び記号が混在している場合は、日本語は、上記(イ)により記載し、アルファベットは大文字、アラビア数字、記号は、そのまま記載してください。
- (オ) 品種名称が、外国語をカタカナにしている場合は、日本語の発音の元となっている語原の正しいスペルを大文字で記載してください。

<記入例>

上記区分	(イ) の例	(ウ) の例	(エ) の例	(オ) の例
品種名称	昨日	W3a Century	20世紀EA	シューズ
ローマ字表記	KINO	W3A CENTURY	20SEIKI EA	SHOES

#### エ その他の留意事項

- (ア) 出願された品種名称は、適否の審査を受けることとなっています。名称の審査の方法等については、品種登録ホームページの「名称審査について」の項目を参照してください。
- (イ) 記入欄への記入方法が適切でない場合、記載内容等の確認を行いますが、確認ができない限り、当該品種に係る名称審査ができないので、適切な記載をしてください。



⑧ 出願品種の育成者

(記載例 8)

5. 出願品種の育成者

(1) 本品種を育成した者は、

出願者と同一である (育成者の氏名を記載する必要はない。)

出願者と異なる。

フリガナ ヤマダ 伊弉

氏 名 : 山田 一郎

(ローマ字表記) : Y a m a d a I c h i r o

別紙あり (複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。

上記の他に育成者はいない。

(2) 本品種を出願する地位は、出願者に次の手段で承継されている。

契 約 (特定承継)

相続等 (一般承継)

その他 (具体的に記載) :

(3) 本品種が育成された国 : 日本

(願書別紙) 出願品種の育成者が複数ある場合

3 出願品種の育成者 (2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。)

フリガナ タバタ ジロ

氏 名 : 田畑 次郎

(ローマ字表記) : T a b a t a J i r o

(別添様式) 出願品種が職務育成品種に該当する場合

品種登録願を補足する情報

2. 職務育成品種 (品種登録願「5. 出願品種の育成者」関係の補足)

本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「レ」付をすこと。

使用者等による出願

従業者等による出願 (下欄に使用者等の名称及び住所を記載)

使用者等の名称 :

住 所 :

ア 育成者と出願者とがすべて一致する場合には、「□出願者と同一である」欄の「□」に「レ」を付し、育成者の氏名は記載しないでください。

イ 育成者と出願者とが一致しない場合には、「□出願者と異なる」欄の「□」に「レ」

を付した上で、育成者の氏名を記載してください。育成者が複数であるときは、「□別紙あり」欄の「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙にその人数分の育成者欄を設けて全員記載してください。

ウ 氏名は、④のエの記載方法に準じて記載してください。

エ 育成者全員が記載されていることを確認した上で、「□上記の他に育成者はいない」欄の「□」に「レ」を付してください。

オ 品種登録を受ける地位が育成者から出願者に承継されている場合（育成者と出願者が一致しない場合）には、「□契約（特定承継）」欄、「□相続等（一般承継）」欄又は「□その他」欄の該当するすべての「□」に「レ」を付し、承継の別に応じ、承継人であることを証する書面を添付してください。譲渡が複数回行われている場合にはすべての譲渡証明書が必要です。書面には、押印とその印鑑についての印鑑登録証明書を添付する必要があります。ただし、当該書面に自署した場合には、印鑑登録証明書を添付する必要はありません。

なお、職務育成品種の場合は、「特定承継（譲渡等）」となり、職務育成品種規程等が承継人であることを証する書面となります。詳しくは、「(6) 提出物件及び願書に添付する書面」の「オ」を参照下さい。

カ 「本品種が育成された国」の記載方法は、本品種が育成された国名を日本語表記で記載してください。

キ 出願品種が職務育成品種である場合には、別紙「品種登録願を補足する情報」の2の「□使用者等による出願」欄又は「□従業者等による出願」欄のいずれか該当する「□」に「レ」を付した上で、「従業者等による出願」に該当するときは、使用者等の名称及び住所を併せて記載してください。

「□使用者等による出願」は、出願品種を実際に育成した者を雇用している法人が出願者となる場合が該当します。その他、例えば、出願品種を実際に育成した者が種苗会社の社長である場合でも、当該種苗会社が法人として出願者となる場合は「使用者等による出願」に該当します。

「□従業者等による出願」は、例えば、職務育成品種を（従業員が所属している法人の名義ではなく）従業員個人の名義で出願する場合が該当します。この場合には、従業員が所属する法人の名称を「使用者等の名称」欄に記載してください。従業者等が職務育成品種の品種登録を受けたときには、使用者等は当該登録品種の通常利用権を有することになります（種苗法第8条第3項）。

## ⑨ 外国での出願

（記載例9）

### 6. 外国での出願（該当する場合に記載すること。）

国又は政府間機関名：

出願年月日：                    年                    月                    日

出願番号：

品種名称    又は     仮名称：

栽培試験の実施状況     完了                     実施中                     実施予定

審査状況     審査中                     拒絶                     取下げ                     登録

別紙あり（出願先が複数ある場合には、「□」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けてすべて記載すること。）

先の出願で提出した種苗は、本出願のものと一致していることを誓約します。

(願書別紙) 複数の外国に出願がある場合

4. 外国での出願

国又は政府間機関名：

出願年月日：           年       月       日

出願番号：

品種名称   又は   仮名称：

栽培試験の実施状況   完了       実施中       実施予定

審査状況   審査中       拒絶       取下げ       登録

ア 既に外国で出願をしている場合には、当該外国出願のすべてについて、国又は政府間機関名、出願年月日、出願番号並びに出願品種の名称又は仮名称（仮名称とは、外国の品種保護制度におけるbreeder's reference等の品種登録されるときまでに変更があり得る名称をいう。）を記載するとともに、品種名称について、「品種名称」欄又は「仮名称」欄の該当する「」に「レ」を付してください。

イ 栽培試験の実施状況及び審査状況について該当する欄の「」に「レ」を付してください。

ウ 出願をした国が複数あるときは、「別紙有り」欄の「」に「レ」を付し、2か国目からは別紙に必要な数の出願国欄を設けて記載してください。

エ 先の出願で提出した種苗と本出願の種苗が同じものであることを、「」欄に「レ」を付して宣誓してください。

⑩ 優先権の主張

(記載例10)

7. 優先権の主張（該当する場合に記載すること。）

以下の出願に関して優先権を主張します。

国又は政府間機関名：

出願年月日：           年       月       日

出願した品種名称：

種苗法第11条の優先権の適用を受けようとする場合には、最先の出願をした国名又は政府間機関名、出願年月日及び出願をした品種の名称を記載するとともに、当該優先権の主張の基礎となる出願があったことを証する書面（原文及び翻訳文）を添付してください。

⑪ 出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

(記載例11)

8. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

(1) 日本における譲渡

譲渡していない。

      年       月       日に日本で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称：

(2) 外国における譲渡

譲渡していない。

年 月 日に(国名) で最初の譲渡を行った。  
譲渡時の名称：

ア 出願前に出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴について、日本国内及び外国それぞれにおける譲渡の実績に応じ、「譲渡した」欄又は「譲渡していない」欄の該当するに「レ」を付してください。

イ 日本国内において譲渡した場合にあっては、(1)欄に最初の譲渡を行った年月日及び譲渡時の品種の名称を記載してください。外国において譲渡した場合にあっては、(2)欄に最初の譲渡を行った国、最初の譲渡を行った年月日及び譲渡時の品種の名称を記載してください。譲渡を行った年月日は誤りのないよう正確に記載してください。

ウ 出願者の地位の承継者が出願者となっている場合には、育成者までさかのぼって最初の譲渡日を確認してください。

(参考) 業として譲渡するとは、反復若しくは継続の意思を持って、育成者又はその承継人の意思により第三者に対して所有権を移転することで、これらの意思を持って行う1回の行為を含み、有償無償は関係ありません。

⑫ 出願品種が種子又は種菌を種苗とする場合

(記載例12) (別添様式)

3. 出願品種が種子又は種菌を種苗とする場合

(1) 提出する種子又は種菌の別及びその量(次の「」のいずれかに「レ」を付すこと。)

種子:1,000粒      菌株:試験管5本

(2) 種苗管理センターへの提出方法及び年月日(次の「」のいずれかに「レ」を付し、日付を記載すること。)

送付      持参

提出年月日      年      月      日

ア 出願品種の種苗が種子の場合には、成熟種子を十分調整し、薬剤処理、コーティング等の加工を行っていないものを1,000粒、種菌の場合には試験管(18×180mm)に培養した菌株5本を、出願の際に提出してください。種子及び菌株は栽培試験や長期保存が可能なものが必要であり、無病のもの、十分な発芽量を有するものを輸送中に傷んだりしないよう注意して送付してください。種子又は菌株の提出に当たっては、包装又は容器に農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称を表示するとともに、「出願品種種子・菌株送付書」を付して、種苗管理センターあてに送付してください。送付の際には書留類を利用すると確実です。また、願書の別紙「品種登録願を補足する情報」の該当する欄に、種苗管理センターへの提出の方法及び年月日を記載してください。

(記載例13) 出願品種種子・菌株送付書

出願品種種子・菌株送付書	
	平成 年 月 日
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事（種苗管理担当） 殿	
出願者の住所（〒 ）	
出願者の氏名又は名称	印
（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）	
代理人の住所（〒 ）	
代理人の氏名又は名称	印
（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）	
下記の出願品種の種子（菌株）を送付します。	
記	
1 出願する品種が属する農林水産植物の種類	
2 出願する品種の名称	
3 種子又は菌株の別及び提出数量（○を付す）	
	種子 1, 000粒
菌株試験管	5本

○ 種子、菌株の送付先

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター あて  
〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2  
電話：029-838-6581（代）

- ア 出願品種が栄養繁殖植物（種菌を種苗とするものを除く。）の場合には、出願後に、栽培試験又は現地調査の実施計画に応じて農林水産大臣から、種苗の提出場所、数量、形態、時期等の指示があります。
- イ 出願に際して提出された種子又は農林水産大臣からの指示により提出する種苗については、種苗管理センター等における栽培試験に用いられることから、審査の適正かつ円滑な実施のため、別送される「種苗の提出に当たっての注意事項」に従い健全な種苗を提出していただき、栽培試験の実施に支障を生じさせないようにしてください。

⑬ その他の様式及び添付書類

(記載例14) 提出物件及び添付書類の目録

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

1. 願書様式

- (1) 代理人 (2人目以降)
- (2) 出願者 (2人目以降)
- (3) 出願品種の育成者 (2人目以降)
- (4) 外国での出願 (2件目以降)

2. 説明書

3. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する委任状等の書面

- 4. 出願者が種苗法第11条第1項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面 (原文及び翻訳文)

- 5. 品種登録願を補足する情報を記載した書面

6. 出願品種の植物体の写真

7. 出願品種の育成をした者の承継人が出願する場合は、承継人であることを証明する書面

- 8. 出願者が外国人又は外国法人である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- (1) 種苗法第10条柱書関係

出願者が日本国内に住所又は居所 (法人の場合は営業所) を有するときは、それを証明する書面

- (2) 種苗法第10条第1号及び第2号関係

出願者が日本国以外の締約国等又は同盟国の国籍を有するか、当該国に住所又は居所 (法人の場合は営業所) を有するときは、そのいずれかを証明する書面 (原文及び翻訳文)

- (3) 種苗法第10条第3号関係

出願者の属する国 (締約国等及び同盟国を除く。) が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているときは、これを証明する書面、当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面 (原文及び翻訳文)

- 9. 試作データ (別紙)

ア 願書に添付した書類等について該当する「□」に「レ」を付してください。

イ 1～9以外に、書面等を添付した場合 (例えば果樹の場合の現地調査票を添付した場合など) には、9の後に通し番号を付して、添付した書面の名称を記載して目録に加えてください。また、職務育成品種の場合には、⑧に記載されているように品種登録願を補足する情報を記載することになるので、5. に「レ」を付してください。

ウ 「願書別紙」及び「別添様式」に記載事項のない場合は、それぞれ添付する必要はありません。

エ 官公署により発行された証明書の有効期限等の取扱いは以下のとおりです。

(ア) 添付した書類等の証明書(印鑑登録証明書及び出願者が外国人又は外国の法人である場合における国籍を証明する書面(公証人等により作成されたものを含む。))。

以下「証明書」という。)の有効期限

○日本の官公署により発行された証明書・・・発行の日から3か月

○外国の官公署により発行された証明書・・・発行の日から6か月

(イ) 複数品種の同時出願における証明書

同一の出願者であって、同じ日に複数品種の出願をする場合の証明書は、1品種の願書に証明書の原本を添付し、残りの品種には当該証明書のコピーを添付することができます。この場合、残りの品種については、証明書の原本をどの品種に添付したのか記載してください。

(ウ) 外国の官公署により発行された証明書等

外国人又は外国の法人の国籍を証明する証明書については、原本を用いて出願した後、さらに同一出願者から同一の代理人を通じて他の品種を出願する場合において、発行の日から6か月以内であれば当該証明書のコピーを添付することができます。この場合、後に出願するものには証明書の原本をどの品種(出願番号含む。)に添付したのか記載してください。

なお、パスポート、運転免許証等の写しを用いて国籍証明を行う場合は、その写しに公証人等が当該パスポート、運転免許証等が本人のものに相違ない旨を記載し、公証人等がサインしているものが原本となります。

(参考1) 品種登録願のローマ字表記について

品種登録願の住所又は居所、氏名、出願品種の名称のローマ字表記欄の記入方法は、次のとおりとします。

- 1 記入に当たっては、原則、ヘボン式ローマ字を使用します。(「ヘボン式ローマ字綴一覧」参照。)
- 2 出願品種名称で英語等の外国語をカタカナで記載している場合は、ヘボン式ローマ字綴りではなく、極力、原語のスペルをローマ字で記入願います。
  - ・イエロー (黄色を表している。) → YELLOWと記載 (IEROとは記載しない。)
  - ・スモール (小さいを表している。) → SMALLと記載 (SUMORUとは記載しない。)
  - ・ノワール (黒色を表している。) → NOIRと記載 (NOWARUとは記載しない。)
  - ・ルージュ (赤色または口紅を表している。) → ROUGEと記載 (RUJUとは記載しない。)

【ヘボン式ローマ字綴一覧】

あ A	い I	う U	え E	お おう, おお O	が GA	ぎ GI	ぐ GU	げ GE	ご, ごう GO
か KA	き KI	く KU	け KE	こ, こう KO	ざ ZA	じ JI	ず ZU	ぜ ZE	ぞ, ぞう ZO
さ SA	し SHI	す SU	せ SE	そ, そう SO	だ DA	ぢ JI	づ ZU	で DE	ど, どう DO
た TA	ち CHI	つ TSU	て TE	と, とう TO	ば BA	び BI	ぶ BU	べ BE	ぼ, ぼう BO
な NA	に NI	ぬ NU	ね NE	の, のう NO	ぱ PA	ぴ PI	ぷ PU	ぺ PE	ぽ, ぽう PO
は HA	ひ HI	ふ FU	へ HE	ほ, ほう HO	きゃ KYA		きゅ きゅう KYU		きよ, きょう KYO
ま MA	み MI	む MU	め ME	も, もう MO	しゃ SHA		しゅ しゅう SHU		しよ, しょう SHO
や YA		ゆ YU		よ, よう YO	ちゃ CHA		ちゅ ちゅう CHU		ちよ, ちょう CHO
ら RA	り RI	る RU	れ RE	ろ, ろう RO	にゃ NYA		にゅ にゅう NYU		によ, にょう NYO
わ WA		を O		ん N (M)	ひゃ HYA		ひゅ ひゅう HYU		ひよ, ひょう HYO
					みゃ MYA		みゅ みゅう MYU		みよ, みょう MYO
					りゃ RYA		りゅ りゅう RYU		りよ, りょう RYO
					ぎゃ GYA		ぎゅ ぎゅう GYU		ぎよ, ぎょう GYO
					じゃ JA		じゅ じゅう JU		じよ, じょう JO
					びゃ BYA		びゅ びゅう BYU		びよ, びょう BYO
					ぴゃ PYA		ぴゅ ぴゅう PYU		ぴよ, ぴょう PYO

末尾の長音「お」の表記	末尾の長音「お」は、「O」で表記します。 (例) 御園生 (みそのお) →MISONOO、(例) 高遠 (たかとお) →TAKATOO
末尾以外の長音「お」の表記	末尾以外の長音「お」は、「O」を表記しません。 (例) 大野 (おおの) →ONNO、(例) 大岡 (おおおか) →ONNO OKA
長音「う」の表記	長音「う」は、末尾であるか否かに関わらず「U」を表記しません。 (例) 御園生 (みそのう) →MISONO、(例) 佐藤 (さとう) →SATO、(例) 優香 (ゆうか) →YUKA



長音の表記の注意事項	次の読み方は長音ではありません。 (例) 松浦 (まつうら) →MATSUURA 、(例) 小団扇 (こうちわ) →KOUCHIWA
促音 (そくおん)「っ」の表記 (1)	促音 (そくおん)「っ」は、子音を重ねて表記します。 (例) 北海道 (ほっかいどう) →HOKKAIDO 、(例) 服部 (はっとり) →HATTORI
促音 (そくおん)「っ」の表記 (2)	促音 (そくおん)「っ」の次の音が、「CHA」「CHI」「CHU」「CHO」の場合は、その前に「T」を加えます。 (例) 立地 (りっち) →RITCHI 、(例) 八丁 (はっちょう) →HATCHO
撥音 (はつおん)「ん」の表記 (1)	撥音 (はつおん)「ん」は、「N」で表記します。 (例) 神田 (かんだ) →KANDA 、(例) 純 (じゅん) →JUN
撥音 (はつおん)「ん」の表記 (2)	撥音 (はつおん)「ん」の次のローマ字が、「B」「M」「P」の場合は、「M」で表記します。 (例) 難波 (なんば) →NAMBA 、(例) 本間 (ほんま) →HOMMA 、(例) 三平 (さんぺい) →SAMPEI
カタカナ長音「ー」の表記	カタカナ長音「ー」は表記しません。 (例) イエーレ→YERE 、(例) エヴァー→EVA
カタカナ小文字「アイウエオ」の表記	カタカナ小文字「アイウエオ」は大文字の表記と同じになります。 (例) クアタレ→KUATARE 、(例) デュエ→DEYUE

【外国語や外国の地名・人名の原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合】

			イエ YE						
	ウィ WI		ウエ WE	ウオ WO	ヴァ VA	ヴィ VI	ヴ VU	ヴェ VE	ヴォ VO
							ヴユ VYU		
クア KUA	クイ KUI		クエ KUE	クオ KUO	グア GUA				
	スイ SI		シェ SHE			ズイ ZI		ジェ JE	
			チェ CHE					ヂェ JE	
	ツイ TSUI								
	ティ TI					デイ DI			
		デュ TEYU					デュ DEYU		
		トゥ TOU					ドウ DOU		
ファ FA	フィ FI		フェ FE	フォ FO					
		フユ FUYU							

(参考2) 出願に必要な書類等

出願の主なケース  必要となる願書等	品種を育成した者が日本人の場合				育成した者が外国人の場合			
	育成した者 ↓ 大臣	育成した者 ↓ 承継人 ↓ 大臣	育成した者 ↓ 会社 (職務育成) ↓ 大臣	育成した者 ↓ 代理人 ↓ 大臣	育成した者 ↓ 代理人 ↓ 大臣	育成した者 ↓ 承継人 (外国) ↓ 代理人 ↓ 大臣	育成した者 ↓ 承継人 (日本人) ↓ 大臣	育成した者 ↓ 外国会社 (職務育成) ↓ 代理人 ↓ 大臣
① 願書、説明書	○	○	○	○	○	○	○	○
② 写真	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 種子又は種菌	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 承継人であることを証明する書面（譲渡証明書等）		○	○			○	○	○
⑤ 国籍等を証明する書面					○	○		○
⑥ 最先の締約国等への出願を証明する書面（優先権を主張する場合）	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 代理人への委任状				○	○	○		○

- (注) 1. ③の種子は種子を種苗とする品種のみ、種菌はきのこのみ。  
 2. ④について、職務育成品種の場合には、勤務規則等の写し及び在職証明等をもって承継人であることを証する書面とすることができる。  
 3. ④、⑦が有印文書による場合については、印鑑登録証明書が必要。  
 4. 外国語により作成された書面については、日本語の翻訳文が必要。

## (5) 説明書作成マニュアル

ここでは、説明書の記載の仕方を中心に留意すべき事項を解説します。

### ① 農林水産植物の種類

(記載例1)

様式第二号 (第七条関係)

## 説 明 書

### 1. 農林水産植物の種類

学 名 (ローマ字) : Solanum tuberosum L.

和 名 : ばれいしょ種

「学名」及び「和名」の欄には、願書に記載したものと同一「学名」及び「和名」を記載してください。

「学名」の欄には、学名をローマ字 (アルファベット) で表記してください。

### ② 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

(記載例2)

### 2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ

トウキョウトコマエシ

住所又は居所 : (〒201-\*\*\*\*) 東京都狛江市\*丁目\*番\*号

フリガナ ヤマガ 伊吹

氏 名 : 山田 一郎

(法人にあっては、担当部署名及び担当者氏名)

電 話 番 号 : 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*

F A X 番 号 : 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mailアドレス :

この欄には、出願品種の栽培技術や生育状況等に関する技術的な照会に対して、適切に回答することができる担当者の氏名とその連絡先を記載してください。連絡先となる住所、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレスについては、できる限り平日昼間に連絡の取れる場所 (例えば、職務育成品種の場合には、担当者の職場の住所、電話番号等) を記載してください。出願後、審査計画の検討や審査実施上の必要に応じて、知的財産課審査官又は種苗管理センター栽培試験担当者から同欄に記載された担当者に連絡や技術的な問合せをさせていただく場合があります。

### ③ 出願品種の名称

(記載例3)

### 3. 出願品種の名称

フリガナ ノリン ニシキ No.1ゴウ

品 種 名 称 : 農林 ニシキ No. 1号

(ローマ字表記) : norin nishiki NO. 1 go

願書に記載したものと同一「品種名称」を記載してください。

#### ④ 出願品種の育成及び繁殖の方法

(記載例 4 - 1)

##### 4. 出願品種の育成及び繁殖の方法

(1) 育成方法 ((a)～(d)のうち該当事項を1つ選択し、必要事項を記載する。)

(a) 交配

母親の品種名：

父親の品種名：

両親とも不明

(b) 突然変異 (枝変わり) 親品種名：○○○○

(c) 発見及びその検定 (いつどこで発見し、どのように育成したか記載する。)

(d) その他

「育成方法」欄については、該当する育成方法の欄の「」に「レ」を付してください。

ア 交配により育成された品種の場合には、両親の品種名又は系統名を、片親しか判明しない場合には、その品種名又は系統名を記載してください。また、品種名、系統名のいずれもないもの又は不明のものについては、その入手時の状況、親品種の属名・種名等を具体的に記載してください。

イ 突然変異等により育成された品種の場合には、親品種名 (突然変異等を確認した品種) を記載してください。(なお、人為的に変異を誘発した場合は、その方法 (放射線照射等) を可能な限り記載してください。)

ウ 「発見及びその検定」欄については、発見した場所、発見してから当該品種の育成完了まで、どのように検定を行ったのか、その過程を時系列に記載してください。

なお、審査を円滑に実施するため、ア・イの場合であっても、(c)欄に育成の経過等を記載するよう、ご協力をお願いします。

(記載例 4 - 2)

(2) 繁殖方法

(a) 種子繁殖

(ア) 自家受粉

(イ) 他家受粉

集団採種

合成品種

(ウ) 交雑品種 (種子を得るために毎回親品種を交配するもの (F1品種等))

(エ) その他 (具体的に記載)：

(b) 栄養繁殖

- (ア) 挿し木、接ぎ木
- (イ) 組織培養
- (ウ) その他（具体的に記載）：

(c) その他（具体的に記載）：

該当する繁殖の方法の欄の「□」に「レ」を付してください。「その他」を選択した場合には、その繁殖の方法を具体的に記載してください。

### ⑤ 出願品種の特性

（記載例 5）ばらの例

5. 出願品種の形質及び特性			
形質番号	形質名	特性	出願品種の階級値（特性値）
1	植物体の生育型	シュラブ	0.4
2	樹姿	中間	0.5
1.3	先端小葉の葉身の形	円形	0.4
（以下同様に続く）			

出願品種の形質及び特性については、「農林水産省品種登録ホームページ」（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>）に掲載している農林水産植物種類別審査基準（以下「審査基準」とします。）に従い、次のとおり作成してください。（注1）

#### ア 審査基準の見直しを行った植物（注2）

審査基準の特性表欄に網掛けがある形質の特性及び階級値はもれなく、すべて記載してください。また、測定を行った形質については階級値の右横に（ ）書きで、測定（実測）値を記載して下さい。なお、出願品種が網掛けのある形質のほかにも他品種と異なる特性を有する場合は、その形質の特性を記載してください。

#### イ ア以外の植物

順次、審査基準の見直しを実施し、記載していただく形質を整理していきませんが、当面の間、特性表にある形質の特性を記載していただくか、従来どおり特性表を添付していただいても構いません。

#### ウ 該当する審査基準（特性評価の方法）がない植物

類似する植物の特性評価の方法を準用して、出願品種の主要な形質を10形質程度を選択して特性表を作成してください（「農林水産省品種登録ホームページ」（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>）の「様式一覧」にある「求める審査基準等が掲載されていないときは・・・」を参照）。

#### エ なお、特にア及びウの場合には、審査官又は栽培試験担当者から出願品種の形質について問い合わせる場合があります。

（注1）審査基準は、「農林水産省品種登録ホームページ」（<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>）の「-公表事項-」の「審査基準・特性表」に掲載しています。

（注2）種類別審査基準を見直した植物は、種類別一覧ページの備考欄に【新】と記載

されている植物です。

⑥ 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性

(記載例6) ばら属の例

6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性			
類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性
〇〇〇〇	樹姿	直立	中間
〇〇〇〇	とげの主な色	緑	赤

出願品種と最も類似すると考えられる既存品種を1又は2品種選定し、審査基準に掲載されている形質のうち、類似品種と出願品種とを明確に区別できる形質2～3つについて、その相違点を記載してください。

⑦ 品種審査において参考となり得る追加情報

(記載例7)

7. 品種審査において参考となり得る追加情報
(1) 上記5及び6に記載された情報に加え、出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質はありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、その内容を記載してください。
(2) 品種の栽培又は審査の実施に関連して、特別な条件はありますか。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、その内容を記載してください。
(3) その他の情報
(a) 出願品種の主たる用途 切花 スプレー
(b) 出願品種の写真(添付書類として提出する。)

ア 「出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質」の欄は、出願品種と類似品種とを区別するために役立つと思われる形質のうち、現行の「重要な形質」(種苗法第2条第7項)に含まれない形質がある場合に、これを記載することができる欄です。現行の「重要な形質」は、「農林水産省品種登録ホームページ」(<http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.hym1>)に掲載されています。

この欄に記載された形質は、ある環境条件の下で十分な一貫性と再現性がある、詳細な定義及び認識が可能である等の形質の要件(登録出願品種審査要領別添4「区別性、均一性、安定性(DUS)審査のための一般基準」第2の1に規定)を満たしていなければ、出願品種の登録可否の判断において考慮しません。

審査当局は、この欄に記載された形質が上記の形質の要件を満たしていることを裏付けるデータの提出を求める場合がありますので、記載に当たっては、十分な証拠データをご用意願います。データが提出されない場合、又は提出されたデータから当該形質が形質の要件を満たさないと認められた場合は、当該形質は出願品種の登録可否の判断

において考慮しません。

なお、出願時にこの欄に記載されていなかった形質について、事後的に申出があった場合でも、これを登録可否の判断において考慮することはできませんのでご注意ください。

イ 品種の栽培又は審査の実施に関連した特別な条件がある場合、以下の点についてご留意の上でご記載ください。

栽培試験では、供試する全品種について、同一条件下で試験する必要があるため、一般的な栽培条件に基づいて栽培を行います。栽培試験の標準的な実施方法は、種苗管理センターのホームページ (<http://seed.ncss.go.jp/main/gyomu/saibaisiken/saibai/syubyokeitai2.html>) に掲載されています。

このため、この欄に記載があった場合でも、原則として、一般的な栽培条件での栽培試験を実施します。

この欄の記載に基づき、特別な条件での試験を実施することを検討する際には、審査当局から、記載の内容を裏付けるデータの提出を求めることになりますので、記載に当たっては、十分な証拠データをご用意願います。なお、出願時にこの欄に記載されていなかった「特別な条件」について、事後的に申出があった場合でも、これを考慮した審査は行いませんのでご注意ください。

ウ その他の情報として、出願品種の主たる用途の欄については、「生食用」、「加工用」、「飼料用」、「観賞用」等の別を記載するとともに、「観賞用」については、これと併せて「切花用」、「鉢物用」、「花壇用」等の別、「単花咲き」、「スプレー」等の別を記載してください。

なお、営利栽培において、わい化剤を処理して鉢物用に仕立てる場合など、人為的操作により出願品種の本来の特性を著しく変更させて目的とする用途に仕立てる場合は、「鉢物用（わい化剤を処理）」のように、人為的操作の内容を括弧書きで記載してください。適切な審査を行うために必要な情報ですのでご協力をお願いします。

エ 出願品種の写真は、キャビネ判程度のカラー写真とし、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載した白の台紙（A4サイズ）にちょう付してください（デジタルカメラで撮影した写真をプリンターで印刷する場合には、A4サイズの写真用紙（光沢のある用紙）にカラーで印刷してください）。提出する写真には、出願品種の特性が最も顕著に現れる時期（審査基準に調査時期が記載されている場合は、可能な限り当該時期）に撮影した次に掲げるものを含めてください（「掲載されていない特性審査基準及び特性表について」の写真例を参考にしてください。）。

また、本出願に際して対照品種として用いた植物体の写真をなるべく提出するようにしてください。

- (ア) 植物体全体（根部を利用する植物以外にあっては地上部のみで可）の写真
- (イ) 主として花を観賞するものにあつては、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭に分かる写真並びに花の拡大、分解等を行い、花卉等の花の各部位の色、模様その他の形状が明瞭に分かる写真
- (ウ) 主として果実を利用するものにあつては、その表面及び内部の形状が明瞭に分かる写真
- (エ) 主として花及び果実以外の部位を利用するものにあつては、主として利用される部位の形状が明瞭に分かる写真

- (オ) その他可視的に顕著な区別性が認められる出願品種の特性が分かる写真  
(「6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性」欄に記載した類似品種と出願品種の特性の主要な相違点が見られる写真 [可能な限り類似品種と比較したもの])

## ⑧ 栽培の許可

(記載例 8)

### 8. 栽培の許可

(1) 出願品種は、環境保全、人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の許可が必要ですか。

はい いいえ

(2) (1)が「はい」の場合、その許可を既に得ていますか。

はい いいえ

(3) (2)が「はい」の場合、その許可のコピーを添付してください。

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)に基づく遺伝子組換え植物の承認等が該当します。なお、承認を受けていなくても出願可能ですが、栽培試験等が実施できるまで品種登録されませんので、速やかに承認手続きをとることが重要です。

## ⑨ 審査用種苗に関する情報

(記載例 9)

### 9. 審査用種苗に関する情報

特性は、病害虫、薬物処理(例:成長抑制剤又は農薬)、組織培養の影響、台木の違い、採穂条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。審査用種苗の提出については、審査当局の指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。

(1) 微生物(例:ウイルス、細菌、ファイトプラズマ) はい いいえ

(2) 薬物処理(例:成長抑制剤、殺虫剤) はい いいえ

(3) 組織培養 はい いいえ

(4) その他の要素 はい いいえ

「はい」の場合は詳細を記載してください。

---

---

---

---

正確な情報が得られなかった場合には、栽培試験等のやり直しや、品種登録の取消し等がされる場合がありますので、正確に記載してください。



⑩ 出願品種の栽培状況に関する情報

(記載例10)

10. 出願品種の栽培状況に関する情報
(1) 種子又は種菌を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（場所及び方法）について記載してください。
(a) 維持及び保存の場所：東京都狛江市*丁目*番*号育成者保有の圃場
(b) 維持及び保存の方法：屋外で定植
(2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。
住所（〒201-****）東京都狛江市*丁目*番*号
：
交通機関：小田急線（最寄り駅：狛江駅）
(3) 作型について記載してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 露地 <input type="checkbox"/> 施設（施設の種類）：
作型名：〇〇栽培
(a) は種、植付け等の適期
は種                      月    旬～            月    旬
植付け                    月    旬～            月    旬
接ぎ木                    1月 下旬～        3月 月上旬
挿し木                    月    旬～            月    旬
その他（        ）      月    旬～            月    旬
(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等
開花期                    5月 月上旬～    10月 下旬
収穫期                    月    旬～            月    旬
成熟期                    月    旬～            月    旬
その他（        ）      月    旬～            月    旬

種子又は種菌を種苗とする品種については、出願の際に種子又は菌株を提出いただきますが、それ以外の品種については、原木や親株等の品種の特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況を説明書に記載する必要があります。

「維持及び保存の場所」の欄には、「何県、何郡、何町、大字何、字何の出願者所有の温室内」のように、原木、親株等を保存している場所を具体的に記載してください。

「維持及び保存の方法」の欄については、「加温栽培により親株を維持」のように、維持及び保存の方法を具体的に記載してください。

「日本国内における現地調査が可能な栽培場所」の欄には、出願者の管理下であり、現地調査が可能な出願品種の栽培場所を「何県、何郡、何町、大字何、字何、何番地」のように詳しく記載するとともに、当該栽培場所への交通機関及び最寄り駅を記載してください。

検疫中の場合は、検疫終了予定時期を記載するよう、ご協力をお願いします。

「作型」の欄については、上記の栽培場所における露地、施設の該当する□に「レ」印を記入し、施設の場合には施設の種類を記載してください。また、(a)、(b)欄に記載した内容が、出願品種が属する農林水産植物の種類（(4)願書作成マニュアル⑥「農林水産植物の種類」を参照）で一般的にいわれる作型名（普通栽培、促成栽培、抑制栽培等）のうち、どれに該当するかを記入してください。

「は種、植付け等の適期」及び「開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等」の欄については、上記の栽培場所において栽培した場合の該当する項目にそれぞれの時期を記載してください。なお、周年咲き性の品種については、開花期欄には、現地調査の実施が可能な開花時期を特定して記載してください。また、例示された繁殖過程や生育ステージ以外に適切な生育ステージ等がある場合には「その他」の（ ）に具体的な生育ステージ名を記入し、その欄に時期を記載してください。

## （6）提出物件及び願書に添付する書面

### ① 出願品種が種子又は種菌を種苗とする場合

種子又は菌株の提出については、包装又は容器に農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称を表示するとともに、(4) ⑫記載例13の様式の「出願品種種子・菌株送付書」を付して、種苗管理センターあてに提出してください。

### ② 提出する写真

ア デジタルカメラで撮影した写真については、印画紙に焼き付けたもの又はパソコンプリンターで写真用紙（光沢のある用紙）にカラー印刷したものを提出してください。  
イ 出願に際して提出する写真は、植物体全体、品種の特性等がよくわかる構図で撮影した明瞭なものとしてください。具体的な撮り方については、本説明項目（6）の最後に【提出写真の撮り方のポイント】として示してあります。

### ③ 委任状

品種登録出願は、出願者が自分自身で行うほかに、代理人を立てて行うこともできます。代理人に依頼して品種登録出願を行う場合には、その代理権を証明する書面（委任状）を添付することが必要です。委任状の例を後に記載していますので参考にしてください。

### ④ 承継人であることを証する書面

ア 出願品種を実際に育成した者以外の者が出願する場合（育成者と出願者が一致しない場合）には、出願者が育成した者の承継人であることを証する書面の添付が必要です。

イ 承継には、育成者のすべての権利義務関係を引き継ぐ一般承継（相続や法人の合併等）と、譲渡契約等により品種登録を受ける地位のみを承継する特定承継があります。

ウ 一般承継の場合には、育成者の戸籍謄本等出願者が相続人であることを証する書面が必要です。相続人が複数ある場合で、一部の相続人のみが相続する場合には他の相続人の相続放棄申述証明書（家庭裁判所が出す。）や遺産分割協議書等も必要となります。法人の合併による一般承継の場合には、商業登記簿謄本等合併の事実を証する書面が必要です。

エ 特定承継の場合には、育成者作成の品種登録を受ける地位の譲渡証明書等、出願者が出願品種に関して品種登録を受ける地位を承継していることを証する書面が必要です。なお、育成者が品種登録を受ける地位の一部を譲渡し共同出願する場合などの譲渡証明書等には、一部を譲渡したことがわかるように記載してください。

オ 職務育成品種の場合には、以下の書類が承継人であることを証する書面となります。

#### 【職務育成品種規程がある場合】

(ア) 職務育成品種について、使用者に品種登録を受ける地位が譲渡証明書を必要とせず承継される旨の記載がある場合

- ・職務育成品種規程（抜粋の場合は抜粋であることの証明）
- ・職務育成品種であることの証明（出願品種の植物種類名、出願品種名（系統名がある場合は系統名を併記）、育成した従業者の氏名を記載していること）

(イ) 職務育成品種について、使用者が出願することを決定した場合には、育成者から使用者への品種登録を受ける地位の承継が譲渡証明書により行われる旨の記載がある場合

- ・職務育成品種規程（抜粋の場合は抜粋であることの証明）
- ・品種登録を受ける地位の譲渡証明書の写し

(ウ) 職務育成品種について、使用者が承継又は出願することを決定した場合には、使用者がその旨に従業者等へ通知する旨の記載がある場合

- ・職務育成品種規程（抜粋の場合は抜粋であることの証明）
- ・使用者が承継又は出願することを決定したことを従業者等へ通知した書面等の写し

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に該当しない場合

- ・品種登録を受ける地位の譲渡証明書

**【職務育成品種について品種登録を受ける地位が使用者に譲渡される旨の事前の契約がある場合】**

- ・契約書の写し（原本に相違ない旨の証明）
- ・職務育成品種であることの証明（出願品種の植物種類名、出願品種名（系統名がある場合は系統名を併記）、育成した従業者の氏名を記載していること）

**【職務育成品種規程や事前の契約がない場合】**

- ・品種登録を受ける地位の譲渡証明書

カ 特定承継の場合に承継人であることを証する書面の例を、後に掲載していますので参考にしてください。なお、書面には育成者の自宅の住所を必ず記載するようにしてください。

キ 承継が何度か行われた場合には、出願品種を育成した者から出願者までのそれぞれの承継について証明する書面を添付する必要があります。

## ⑤ 国籍を証明する書面等

ア 外国人（外国の法人を含む。）が、次のいずれかに該当する場合には、品種登録の出願者となり、品種登録を受けることができます。

(ア) 我が国に住所又は居所を有する場合

(イ) 1991年UPOV条約を締結している国若しくは政府間機関の構成国（以下「締約国等」と総称する。）に属する、又は住所若しくは居所を有する場合

(ウ) 当該出願品種を保護対象としている1978年UPOV条約を締結している国（以下「同盟国」という。）に属する、又は住所若しくは居所を有する場合

(エ) 出願者の属する国が、当該出願品種を保護対象とし、かつ、日本国民に対し品種の育成に関してその国民と同一の条件による保護を認めている場合

イ 外国人が出願者である場合には、品種登録を受けることのできる者であることを確認する必要があるため、国籍を証する書面（原文及び翻訳文）を添付することが必要です。国籍を証する書面の原文が英語以外の言語で作成されている場合は、その翻訳文の氏名又は名称及び住所又は居所にあたる部分は英語表記を併記してください。また、例えば、外国人個人の国籍を証明する書面としてパスポート、運転免許証等のコピーを使用する場合には、そのコピーがパスポート、運転免許証等の現物と相違ない

ことを証明する公証人の署名等が記載されている書面を提出してください。

ウ 外国人が締約国等又は同盟国の国籍を有していない場合には、品種登録を受けることができる外国人であることを証明するため、次の書面のいずれかを添付することが必要となります。

(ア) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有することを証する書面

(イ) 出願者が締約国等又は同盟国に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有することを証する書面（原本及び翻訳文）

(ウ) 出願者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国民と同一の条件による保護を認めていること又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件に日本国民に対し当該保護を認めていることを証する書面及び当該国が出願品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証する書面（原本及び翻訳文）

(エ) 添付した書類等の証明書（印鑑登録証明書及び出願者が外国人又は外国の法人である場合における国籍を証明する書面（公証人等により作成されたものを含む。）。

以下「証明書」という。）の有効期限

○日本の官公署により発行された証明書・・・発行の日から3か月

○外国の官公署により発行された証明書・・・発行の日から6か月

#### ⑥ 優先権を主張する場合

ア 締約国等、同盟国又は日本国民に対して優先権の主張を認める国への最先の出願から1年以内に我が国に品種登録出願をする場合には、出願時に優先権の主張をすることができます。

イ 優先権を主張する場合には、その優先権主張の基礎となる最先の出願があったことを証する書面を添付してください。

ウ 出願があったことを証する書面は、最先の出願をした国の品種保護当局が発行する出願証明等となりますので、出願国の品種保護当局に請求し、入手してください。また、翻訳文の添付も必要です。

エ 出願があったことを証する書面が出願時に添付できない場合には、出願から3か月以内に提出してください（優先権を主張した出願であって出願時に証明書類が添付されていなかった場合には出願から3か月後の日を提出期限として補正が命じられます）。

#### ⑦ 試作データ

ア 目録の9の試作データとしては、説明書や特性表の特性評価のもととなる試作により得られた測定値や試験成績等を添付してください。

イ 審査の円滑かつ効率的な実施のため、詳細なデータをできるだけ添付してください。

#### ⑧ その他

ア 前記の他、審査の実施や出願品種の特定に参考となる資料があれば、願書に添付してください。また、出願品種名が決まる前の系統名等で試作データ等の添付資料が作成されている場合は、その系統名の品種と出願品種が同じ品種であることがわかる資料を添付してください。

イ 特に、果樹については、通常現地調査が行われますので、願書に現地調査票を添付してください。果樹の現地調査票の様式は、以下に掲載しているとおりです。

#### ○ 現地調査票（果樹）の様式

現地調査票（果樹）

平成 年 月 日

\* 1 [ ] のうち該当するものを○で囲んでください。

\* 2 空欄には必要事項を記入してください。

1 出願品種の種類及び名称

農林水産植物の種類 \_\_\_\_\_ 出願品種の名称 \_\_\_\_\_

2 連絡先及び担当者氏名

連絡先住所 \_\_\_\_\_ (Tel \_\_\_\_\_)

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_

3 出願品種及び対照品種の試作状況

(1) 出願品種の原木（複製原木は除く）はありますか。 [ ある、 ない ]  
「ある」場合にはその所在地を、「ない」場合にはその理由を記入してください。

所在地 \_\_\_\_\_  
(ない場合の理由)

(2) 出願品種を高接ぎした結果樹、あるいは苗木から養成した結果樹はありますか。

「ある」場合には、高接ぎ・苗木の別、台木名（中間台を含む）、初結果後の経過年数、樹齢別本数及び所在地を記入してください。

[ ある、 ない ]

「ない」場合には、早急に二代目（原木がない場合には原木から数えて三代目）の木を育成してください。現地調査では、二代に渡る果実等の調査を実施します。

	台木名	経過年数	樹齢	本数	所在地
[高接ぎ、苗木]	_____	____年	____年生	____本	_____
[高接ぎ、苗木]	_____	____年	____年生	____本	_____
[高接ぎ、苗木]	_____	____年	____年生	____本	_____
[高接ぎ、苗木]	_____	____年	____年生	____本	_____

(3) 最も類似する対照品種を2品種以上あげ、対照品種とした理由を記入してください。

品種名 \_\_\_\_\_ 理由 \_\_\_\_\_  
(No. 1)

品種名 \_\_\_\_\_ 理由 \_\_\_\_\_  
(No. 2)

(4) (3) であげた対照品種が出願品種と同一園あるいは近隣にありますか。  
「ある」場合には、本数、樹齢、台木名（中間台を含む）を記入してください。

対照品種名 (No. 1) \_\_\_\_\_ [ ある (同一園、近隣)、 ない ]

本 数 \_\_\_\_\_ 本、樹 齢 \_\_\_\_\_ 年生～ \_\_\_\_\_ 年生、台木名 \_\_\_\_\_

対照品種名 (No. 2) \_\_\_\_\_ [ ある (同一園、近隣)、 ない ]

本 数 \_\_\_\_\_ 本、樹 齢 \_\_\_\_\_ 年生～ \_\_\_\_\_ 年生、台木名 \_\_\_\_\_

現地調査では、出願品種の調査のほか、対照品種との比較調査も行いますので、対照品種の区画も設定してください。また、人工処理（例：袋かけ、整房、GA処理等）を行わない果実を調査時まで確保してください。

4 現地調査時期

可能な時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

最も適した時期 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
(区別性が最も明確に判別できる時期)

5 現地調査場所

住 所 \_\_\_\_\_

交通機関 \_\_\_\_\_ (下車駅 \_\_\_\_\_)

6 試作データの整備状況

(1) 出願品種の試作データがありますか。 [ ある, ない ]  
「ある」場合には、試作データを当方あて送付してください。

(2) 出願品種の試作については、地元の試験場や普及センターに相談して行っていますか。  
相談している場合は、その機関名及び担当者氏名を記入してください。  
[ 相談している, 相談していない ]

機関名 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_

現地調査の際に調査・確認できない特性（例：蕾、花等）については、出願者において、特性表に従って適切な時期に出願品種及び対照品種について計測、写真撮影等を行い、資料として提出してください。

7 その他（特に連絡事項がある場合に記入してください。）

8 問い合わせ及び資料の提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局知的財産課 果樹担当審査官

TEL 03-3502-8111(代) FAX 03-3502-6572

○ 出願品種種子・菌株送付書（様式例）

出願品種種子・菌株送付書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事（種苗管理担当） 殿

〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2  
電話：029-838-6581

（出願者）

住所（〒 ）

氏名又は名称

印

（法人の場合は代表者の氏名も記載する）

TEL

（代理人）

住所（〒 ）

氏名又は名称

印

（法人の場合は代表者の氏名も記載する）

TEL

下記の出願品種種子・菌株を送付します。

記

1. 出願する品種が属する農林水産植物の種類
2. 出願する品種の名称
3. 種子又は菌株の別及び提出数量（○を付す）

種子 1,000粒

菌株試験管 5本

○ 委任状・和文（様式例）

委 任 状		
		年 月 日
私（※1）は、（※2）を代理人と定め、下記の事項を委任します。		
記		
1.（※3）新品種（※4）の種苗法に基づく品種登録の出願、取下。		
2. その他、種苗法に基づく出願、登録に関する一切の件。		
委任者 住 所 氏 名		印
<u>（添付書類）印鑑登録証明書</u>		

（記載留意事項）

- ※1は、出願者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※2は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※3は、植物名を記載。欄
- ※4は、品種名を記載。

○ 委任状・英文（様式例）

POWER OF ATTORNEY	
I (We), the undersigned (※1), do hereby appoint (※2), to be my (our) lawful attorney, with full power of substitution and revocation in respect of filing an application for breeder's rights of (※3) variety (※4) with the Japanese Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, and empower the said attorney to exercise all other power pursuant to the provisions of Plant Variety Protection and Seed Act of Japan, as well as to perform all necessary acts under the Law before and after Grant of breeder's rights Certificate.	
Dated this : _____	
Signature : _____	



(記載留意事項)

※ 1 は、出願者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。

※ 2 は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。

※ 3 は、植物名を記載。

※ 4 は、品種名を記載。

日本語以外の言語で作成された書面については、翻訳和文の添付が必要です。なお、アルファベット以外の文字により作成された書面については、訳文の出願者（委任者）の住所、氏名は英語表記で記載してください。

### ○ 譲渡証明書・和文（様式例）

譲渡証明書		
私が育成した植物品種（植物の種類          品種の名称          ）について、私が有する、 種苗法に基づく品種登録を受ける地位を、下記の者に譲渡したことに相違ありません。		
記		
譲受人（出願者） 住 所 氏 名		
譲渡日   年   月   日		
	譲渡人（育成者） 住 所 氏 名	印
（添付書類）印鑑登録証明書		

### ○ 譲渡証明書・英文（様式例）

STATEMENT		
I (We), the undersigned		
(※1 name and address of assignor          ),		
do hereby certify that the right to apply for plant variety registration under Plant Variety Protection and Seed Act of Japan with respect to the below mentioned variety bred by me		
(   species (Latin name) and denomination of the variety )		
is transferred to		

(※2 name and address of assignee )

Dated this : \_\_\_\_\_

Signature : \_\_\_\_\_

(記載留意事項)

※1は、譲渡人が法人の場合には、法人の住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。  
なお、譲渡人が法人となるのは、品種を実際に育成した個人から品種登録を受ける地位を譲渡された法人が、別の者に再譲渡するケースに限られますのでご注意ください。

※2は、譲受人が法人の場合には、法人の住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。  
日本語以外の言語で作成された書面については、**翻訳和文の添付が必要です**。なお、アルファベット以外の文字により作成された書面については、訳文の譲渡人、譲受人の住所、氏名は英語表記で記載してください。

### ○ 職務育成品種規程等（様式例）

#### 従業員就業規則の抜粋

(職務育成品種の取扱い)

第〇条 従業員が職務上育成した品種（以下職務育成品種という）については、会社はその品種登録を受ける地位を承継する。ただし、会社はその地位を承継する必要がないと認められたときは、この限りではない。

2 会社が前項の職務育成品種について、わが国種苗法に基づく品種登録出願をした場合[また、右出願に基づき品種登録がされた場合]は、その育成をした従業員に対し、[審査会の審議を経て]別に定める補償金を支払うものとする。

上記は、当社の従業員就業規則の抜粋に相違ありません。

平成〇年〇月〇日

農林水産株式会社

代表取締役社長 種苗太郎 印

### ○ 従業員が職務育成した品種であることの証明（様式例）

#### 職務育成品種証明

下記の品種は、農林水産株式会社の社員である農林次郎、種苗花子が職務上育成した職務育成品種であることを証明致します。

記

農林水産植物の種類 : Chrysanthemum × morifolium Ramat. (きく種)

出願品種の名称 : 山田1号

平成〇年〇月〇日  
農林水産株式会社  
代表取締役社長 種苗太郎 印

### 【提出写真の撮り方のポイント】

出願品種の植物体の写真は、キャビネ版程度のカラー写真とし、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載した台紙（A4サイズ）1枚ごとに写真1枚をちょう付します（デジタルカメラで撮影した写真をプリンターで印刷する場合には、A4サイズの写真用紙（光沢のある用紙）に余白を残してカラー印刷し、余白部分に出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載してください）。

提出する写真には、出願品種の特性が最も顕著に現れる時期（審査基準に調査時期が記載されている場合は、可能な限り当該時期）に撮影した次に掲げるものを含めます。

また、本出願に際し対照品種として用いた植物体の写真をなるべく加えてください。

- ① 植物体全体（根部を利用する植物以外にあっては地上部のみで可）の写真
  - ② 主として花を觀賞するものにあつては、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭に分かる写真並びに花卉等の花の各部位の色、模様、その他の形状が明瞭に分かる花の拡大写真及び花の分解写真
  - ③ 主として果実を利用するものにあつては、その表面及び内部の形状が明瞭に分かる写真
  - ④ 主として花及び果実以外の部位を利用するものにあつては、主として利用される部位の形状が明瞭に分かる写真
  - ⑤ その他可視的に顕著な区別性が認められる出願品種の特性が明瞭に分かる写真
- なお、果樹の品種登録出願にあたって添付する写真は、具体的には以下のとおりです。

果 樹	写 真	説 明
もも、うめ、りんご、 なし、かんきつ	樹体	結実した1樹全体のもの。
	花	上面、断面及び背面を写したもの。
	花（分解）	1花の花弁、がく片、雄ずい及び雌ずい全部を写したもの。
	果実	上面、側面及び底面を写したもの。
	果実（断面）	種子、果梗の付いた状態での縦横の断面を写したもの。
ぶどう	上記に加え、開花期の花房及び自然結実状態の果房を写したもの。	
その他	上記に準じる。	

注）写真は「説明」欄の事項を1枚に収めるものとする。すなわち、提出が必要な写真の枚数は、もも等が計5枚、ぶどうが計7枚である。

対照品種と並べて区別性を比較した写真などがあれば適宜添付する。

(参考) 添付する写真の例

栽培区の全景の写真の例



植物体全体 (草姿の写真の例)



花の拡大写真の例



花の分解写真の例



葉の写真の例



比較写真の例



## 2 出願の受理・補正と拒絶

### (1) 出願の受理

品種登録出願は、品種登録願、説明書及びその他の必要な資料を農林水産省（窓口は知的財産課種苗室）に提出（到達）すると受理されます。

この受理日が品種登録出願の年月日となります。

なお、規定の用紙の規格及び様式でないものについては、返送させていただきます。（平成20年4月より新様式となっているため、平成21年4月以降は旧様式での出願は農林水産大臣より補正命令が発せられます。農林水産省品種登録ホームページでご確認ください。）

### (2) 受理通知

- ① 品種登録出願の受理後、1週間程度で出願者（文書送付先）に受理票（「品種登録出願の受理について」。）が送付され、品種登録出願の番号及び年月日が通知されます。
- ② 品種登録出願の番号及び年月日は、品種登録出願を特定する情報として以降の品種登録手続きにおいて常に用いられる重要なデータとなりますので、受理票を大切に保管するとともに、手元に保管している願書のコピー等に品種登録出願の番号及び年月日を控えておいてください。なお、受理票の送付前であっても、出願者又はその代理人は、知的財産課種苗室登録チームに問い合わせる品種登録出願の番号及び年月日を確認することができます。

### (3) 出願の補正

- ① 品種登録出願に必要な書類や物件が一部添付されていなかったり、願書等の書類に必要な事項が記載されていなかったりするなど、品種登録出願が種苗法等が定める方式に従っていない（以下「方式違反」といいます。）場合があります。このような方式違反の品種登録出願についても、願書等が農林水産省に提出（到達）したのものについては原則として受理されます。
- ② 受理された方式違反の品種登録出願については、知的財産課種苗室登録チームが自主補正をうながす場合と、農林水産大臣が補正を命じる場合があります。
- ③ 知的財産課種苗室登録チームから自主補正をするよう連絡があった場合には、出願者（以下、代理人出願の場合は「代理人」と読み替えます。）は、自主補正をうながされた事項について、⑦で示すとおり、自主補正をしてください。  
また、出願者自らが品種登録出願の方式違反に気が付いた場合には、出願者は、補正命令を待たずに、自主的に、⑦で示すとおり、補正をすることも可能です。権利に関わる重要事項の自主補正には書留類を利用すると確実です。  
ただし、一度提出した願書に記載された出願品種の名称については、自主的に補正をすることはできません。
- ④ 農林水産大臣が補正を命じた場合には、出願者は、指定された期限内（出願料の補正にあっては命令の日から15日以内、その他の補正事項については命令の日から30日以内）に補正をしなければなりません。期限内に補正がされない場合には、当該品種登録出願は却下されますので、⑦で示すとおり、期限内に必ず補正をしてください。提出の際には書留類を利用してください。  
なお、品種登録出願が却下された場合であっても、出願料は返還されません。
- ⑤ 品種登録出願が却下された品種については、先願の品種とはなりません。未譲渡性等の品種登録の要件を欠いていない限り、再度必要な願書等の準備をして出願することが

可能です。その場合には、再出願が受理された日が出願日となります。

- ⑥ 写真について補正を命じられた場合に、その時点では栽培時期が経過しており、次期作まで補正を命じられた写真を撮影することが不可能であり、指定された期限内に補正をすることができない場合が考えられます。また、外国からの出願に係る証明書等についての補正については、郵便事情等により到着に日数を要する場合が考えられます。

これらの場合には、出願者は、書面により、補正（写真、証明書等の提出）が可能となる期限を明示して、指定された期限内に補正をすることができない理由を提出することができます。この場合には、その理由及び提出期限が妥当であると判断されたときは、1回に限り、補正の提出期限が延長されます。理由書を提出の際には書留類を利用してください。

補正することができない旨の理由書を提出しない場合や、提出された理由及び期限が妥当でない場合には、品種登録出願は却下されます。

#### ⑦ 審査請求等

却下処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求書を提出する際は書留等を利用してください。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。）。

- ⑧ 品種登録出願の補正については、以下の自主出願補正書又は出願補正書の様式により提出してください。具体的には、備考欄の記載方法に従い、補正書を作成して知的財産課種苗室登録チームあて提出してください。

#### ○ 自主出願補正書（様式）

自主出願補正書		年 月 日
農林水産大臣 殿	出願者 住所 氏名	印
	代理人 住所 氏名	印
下記の品種登録出願について、次のとおり補正します。		
記		
品種登録出願の番号及び年月日		
農林水産植物の種類		
出願品種の名称		

補正事項

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）

補正の内容

○ 出願補正書（様式）

出願補正書		年 月 日
農林水産大臣 殿	出願者 住所 氏名	印
	代理人 住所 氏名	印
下記の品種登録出願について、次のとおり補正します。		
記		
品種登録出願の番号及び年月日		
農林水産植物の種類		
出願品種の名称		
補正命令の年月日		
補正事項		
補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）		
補正の内容		

（備考）

1. 願書又は説明書の記載事項に係る補正については、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に、願書又は説明書の別とともに、その補正対象項目を記載し、補正の内容欄に補正後の願書等の記載事項を記載して補正する。記載事項に係る補正事項が多岐にわたる場合にあっては、補正の内容欄に「別添」と記載し、記載事項の補正を行った願書又は説明書を1通添付して補正の内容とすることができる。
2. 書面又は出願品種の植物体の写真の不添付又は不足に係る補正については、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に対象書面名又は物件名を記載し、補正の内容欄に提出する書面の名称又は写真の種類名を記載の上、上記書面又は物件を添付して補正する。
3. 種子又は菌株に係る補正については、「出願品種種子・菌株送付書」を付して必要な種子又は菌株を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）宛て送付した上で、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に物件名を記載し、補正の内容欄に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事（種苗管理担当）宛てに送付した日、送付した数量、送付の方法を記載して補正する。
4. 出願料に係る補正については、補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に「出願料補正額47,200円」のように出願料に係る補正である旨及び納付する出願料の不足額を記載の上、補正の内容欄に必要額の収入印紙を貼付して行う。
5. 補正事項が2以上ある場合にあっては、補正事項ごとに補正事項欄に（ ）で枝番号を付



した上で、それぞれに補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄及び補正の内容欄を設けて補正する。

6. 出願の際に氏名を自署している場合には、氏名を自署し、押印を省略する。

#### （４）品種登録出願の拒絶

##### ① 拒絶理由

品種登録出願の拒絶理由には次のものがあります。これらのいずれかに該当する場合には、当該品種登録出願は拒絶されます。

ア 出願品種が、区別性、均一性、安定性及び未譲渡性の要件を満たさないものであるとき

イ 出願者が品種登録を受けることのできる者ではないとき（育成を行った者又はその承継人ではないとき。品種登録を受けることのできない外国人であるとき。）

ウ 育成者が2人以上いる場合に共同で出願していないとき

エ 最先の出願ではないとき（先に出願された同一の品種又は特性により明確に区別できない品種があるとき）

オ 出願者が、正当な理由なく、命じられた資料の提出に応じないとき

カ 出願者が、正当な理由なく、命じられた出願品種の名称の変更に応じないとき

キ 出願者が、正当な理由なく、現地調査を拒んだとき

##### ② 拒絶理由の通知

品種登録出願について①の拒絶理由に該当する場合には、拒絶の前に、農林水産大臣が出願者に対して拒絶理由を通知します。拒絶理由を通知された出願者は、指定された期間内に意見書を提出することができます。意見書の提出期限は、一般的には、通知文書の日付から60日後となります。意見書を提出の際には書留類を利用してください。意見書は、下の様式によります。

##### ③ 出願の拒絶

拒絶理由の通知に対して出願者から期限内に意見書の提出がされない場合又は提出された意見書によっても通知した拒絶理由に該当すると判断された場合には、当該品種登録出願は拒絶されます。品種登録出願の拒絶は、文書により出願者に通知する方法により行われます。また、拒絶の通知後官報にその旨公示されます。なお、提出された意見書の内容が正当な理由があると判断された場合には、審査は再開されることとなります。

##### ④ 審査請求等

拒絶処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求書を提出する際は書留等を利用してください。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。）。

##### ○ 意見書（様式）

意見書		
	年	月
		日
農林水産大臣 殿		

出願者  
住 所  
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

種苗法第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日
- 2 農林水産植物の種類及び出願品種の名称
- 3 拒絶理由通知の日付
- 4 意見の内容
- 5 証拠方法
- 6 添付書類又は添付物件の目録

### 3 品種名称の変更

- (1) 出願品種の名称が、種苗法第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、品種名称の変更が命じられます。
- (2) 出願品種の名称の変更が命じられた場合には、指定された期限（命令から 30 日後）までに、「出願品種の名称変更届出書」を提出する方法により、出願品種の名称を変更します。提出の際には書留類を利用してください。
- (3) 出願公表後に品種名称が変更されることは種苗の流通と品種の適切な利用の観点から望ましくありません。出願公表後の品種名称の変更をできる限り避けるため、出願後直ちに  
出願品種の名称の審査が行われ、その時点で不適切な品種名称であると判断された名称については、品種名称の変更が命じられ、適切な名称に変更された後に  
出願公表されます。  
ただし、出願時の品種名称の審査については、その時点で得られる情報にのみ基づいて  
行われますので、その後の審査の過程において得られた情報により、出願公表後に不適切な  
名称であることが判明する場合があります。この場合にも、出願品種の名称の変更が命  
じられますので、出願者は、命令に従い、名称変更する必要があります。
- (4) 出願公表後に名称変更が命じられ、出願品種の名称が適切なものに変更された場合には、  
変更された名称が公示されます。
- (5) 指定された期限内に出願者が名称変更を行わない場合には、当該品種登録出願は拒絶さ  
れます。
- (6) なお、出願品種の品種名称の変更は、農林水産大臣による名称変更命令が行われた場合  
に限られ、出願者が任意に変更することはできません。

### 4 出願公表

- (1) 品種登録出願について、方式違反がなく、又は適切な補正がされ、かつ、出願品種の名

称が適切なものである場合には、当該品種登録出願は出願公表されます。

- (2) 出願公表については、官報に、品種登録出願の番号、年月日、出願者の氏名、住所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称等を公示して行われます（出願者に通知されません。）。
- (3) 出願公表された品種に関するこれらの情報については、インターネットの農林水産省品種登録ホームページ (<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>) により入手することができます。
- (4) 出願公表された品種登録出願について更に詳細な情報を入手しようとする者は、願書やこれに添付された資料を閲覧・謄写することが可能です。

## 5 出願者の名義等の変更

### (1) 出願者の名義等の変更

- ① 出願者の名義は、相続や合併等の一般承継の場合又は譲渡契約等による特定承継によって変更する必要が生じる場合があります。
- ② 相続等の一般承継による名義の変更があった場合には、「一般承継による出願者の名義変更届出書」により、その一般承継人は、遅滞なく、農林水産大臣に届けなければなりません。
- ③ 特定承継の場合には、「特定承継による出願者の名義変更届出書」により、農林水産大臣に届けなければ、その効力が生じません。
- ④ 出願者の名称表示の変更及び住所又は居所表示の変更があった場合には、速やかに「出願者の名称・住所変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。
- ⑤ 出願者の印の変更があった場合には、「出願者印の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

### (2) 代理人の変更等

- ① 代理人を変更した場合には、速やかに「品種登録出願代理人の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。なお、代理人の解任または代理人による辞任の通知を添付してください。また、新たな代理人を立てる場合は、その代理権を証明する書面（委任状）を添付してください。
- ② 代理人の名称表示の変更及び住所又は居所表示の変更があった場合には、速やかに「代理人の名称・住所変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。
- ③ 代理人の印の変更があった場合には、「代理人印の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

### (3) 文書送付先の変更

文書送付先に変更があった場合には、速やかに「文書送付先の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

### (4) 届出書の提出

届出書は以下の様式により提出してください。提出の際には書留類を利用してください。

○ 一般承継による出願者の名義変更届出書（様式）

一般承継による出願者の名義変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
承継人		
住 所		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
種苗法第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 品種登録出願の番号及び年月日		
2 農林水産植物の種類及び出願品種の名称		
3 名義変更の年月日及びその事由		
4 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）		
5 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）		
6 添付書類の目録		
（1）一般承継人であることを証明する書面		
（2）		

○ 特定承継による出願者の名義変更届出書（様式）

特定承継による出願者の名義変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
変更前の出願者		
住 所		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
出願者の名義の変更を受けようとする者		
住 所		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
種苗法第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 品種登録出願の番号及び年月日		
2 農林水産植物の種類及び出願品種の名称		
3 名義変更の年月日及びその事由		
4 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）		

- 5 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書きの契約（契約がある場合に限る。）
- 6 添付書類の目録
  - (1) 承継人であることを証明する書面
  - (2)

○ 出願者の住所変更届出書（様式）

出願者の住所変更届出書				年	月	日
農林水産大臣 殿						
出願者	〒	住所				
		氏名				印
代理人	〒	住所				
		氏名				印
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。						
記						
1	品種登録出願の番号及び年月日	第	号	平成	年	月 日
2	農林水産植物の種類					
3	出願品種の名称					
4	変更に係る出願者の住所					
	変更前の住所：〒					
	住所					
	電話番号					
	変更後の住所：〒					
	フリガナ					
	住所					
	電話番号					
5	出願者の住所の変更事由及びその発生年月日					
	変更事由					
	発生年月日            年    月    日					
6	添付書類					
	(1) 出願者の住所の変更を証する書類					
	(2) 国籍を証する書類（外国籍の場合に限る。）					

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 出願者の氏名又は名称変更届出書（様式）

出願者の氏名又は名称変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者 〒  
住所  
氏名 印  
代理人 〒  
住所  
氏名 印

品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日 第 号 平成 年 月 日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 変更に係る出願者の氏名又は名称  
変更前の氏名又は名称  
フリガナ  
変更後の氏名又は名称  
ローマ字表記
- 5 出願者の氏名又は名称の変更事由及びその発生年月日  
変更事由  
発生年月日 年 月 日
- 6 添付書類  
(1) 出願者の氏名又は名称の変更を証する書類

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 出願者印の変更届出書（様式）

出願者印の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者 〒  
住所  
氏名 印（変更後の印）  
代理人 〒  
住所  
氏名 印

品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日 第 号 平成 年 月 日
- 2 農林水産植物の種類

- 3 出願品種の名称
- 4 変更に係る出願者印  
 変更前 印 変更後 印
- 5 出願者印の変更事由及びその発生年月日  
 変更事由  
 発生年月日 年 月 日
- 6 添付書類（法人の場合）  
 印鑑の変更を証する書類（商業登記簿等）

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 代理人の変更届出書（様式）

代理人の変更届出書					
					年 月 日
農林水産大臣 殿					
出願者 ㊦					
住所					
氏名			印		
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。					
記					
1	品種登録出願の番号及び年月日	第	号	平成	年 月 日
2	農林水産植物の種類				
3	出願品種の名称				
4	変更に係る代理人の住所及び氏名				
	変更前の代理人：住所				
	氏名				
	印				
	（法人の場合には代表者氏名：				
	）				
	変更後の代理人：㊦				
	㊦ガナ				
	住所				
	㊦ガナ				
	氏名				
	印				
	（法人の場合には代表者氏名：				
	）				
	電話番号				
5	代理人変更年月日				
	年 月 日				
6	添付書類（添付書類にはレ印をつける）				
	（1）代理人解任（又は辞任）通知書				
	<input type="checkbox"/> 出願者が日本人である場合・・・原文				

- 出願者が外国人である場合・・・原文及び翻訳文 各1通
- (2) 委任状
- 出願者が日本人である場合・・・原文 1通
- 出願者が外国人である場合・・・原文及び翻訳文 各1通

注1：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

注2：新たな代理人を立てない場合は、変更後の代理人欄は空欄とすること。

○ 代理人の解任（辞任）通知書（様式）

代理人の解任（辞任）通知書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
出願者	〒 住所 氏名	印
新代理人	〒 住所 氏名	印
下記の品種登録出願について、代理人を解任（辞任）します。		
記		
1	品種登録出願の番号及び年月日	第 号 平成 年 月 日
2	農林水産植物の種類	
3	出願品種の名称	
4	解任（辞任）した代理人	住所 氏名

注1：出願者の印は、委任状に押印したものと同一印を押印すること。

自署の場合には押印は不要。

注2：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 代理人の住所変更届出書（様式）

代理人の住所変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
出願者	〒 住所	



氏名  
代理人 〒  
住所  
氏名

印

品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号及び年月日 第 号 平成 年 月 日
- 2 農林水産植物の種類
- 3 出願品種の名称
- 4 変更に係る代理人の住所  
変更前の住所：〒  
住所  
電話番号  
変更後の住所：〒  
フリガナ  
住所  
電話番号
- 5 代理人の住所の変更事由及びその発生年月日  
変更事由  
発生年月日 平成 年 月 日
- 6 添付書類  
代理人の住所の変更を証する書類（商業登記簿等）

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 代理人の氏名又は名称変更届出書（様式）

代理人の氏名又は名称変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者 〒  
住所  
氏名  
代理人 〒  
住所  
氏名

印

品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。

記

- |   |                          |   |   |    |   |   |   |
|---|--------------------------|---|---|----|---|---|---|
| 1 | 品種登録出願の番号及び年月日           | 第 | 号 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 農林水産植物の種類                |   |   |    |   |   |   |
| 3 | 出願品種の名称                  |   |   |    |   |   |   |
| 4 | 変更に係る代理人の氏名又は名称          |   |   |    |   |   |   |
|   | 変更前の氏名又は名称               |   |   |    |   |   |   |
|   | フリガナ                     |   |   |    |   |   |   |
|   | 変更後の氏名又は名称               |   |   |    |   |   |   |
| 5 | 代理人の氏名又は名称の変更事由及びその発生年月日 |   |   |    |   |   |   |
|   | 変更事由                     |   |   |    |   |   |   |
|   | 発生年月日 平成 年 月 日           |   |   |    |   |   |   |
| 6 | 添付書類                     |   |   |    |   |   |   |
|   | (1) 代理人の氏名又は名称の変更を証する書類  |   |   |    |   |   |   |

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 代理人印の変更届出書（様式）

代理人印の変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
出願者	〒	
	住所	
	氏名	
代理人	〒	
	住所	
	氏名	印（変更後の印）
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。		
記		
1	品種登録出願の番号及び年月日	第 号 平成 年 月 日
2	農林水産植物の種類	
3	出願品種の名称	
4	変更に係る代理人印	
	変更前	変更後
	印	印
5	代理人印の変更事由及びその発生年月日	
	変更事由	
	発生年月日 平成 年 月 日	

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

○ 文書送付先の変更届出書（様式）

文書送付先の変更届出書		年	月	日
農林水産大臣 殿				
出願者	〒 〒 住所 〒 氏名			印
	ローマ字表記			
代理人	〒 住所 氏名			印
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。				
記				
1	品種登録出願の番号及び年月日	第	号	平成 年 月 日
2	農林水産植物の種類			
3	出願品種の名称			
4	変更に係る文書送付先の住所			
	変更後の表示：〒			
	住所			
	あて名			
	電話番号			
5	文書送付先の変更事由及びその発生年月日			
	変更事由			
	発生年月日	平成	年	月 日

注：氏名欄は、法人の場合には名称及び代表者氏名を記載すること。

## 6 品種登録

### (1) 品種登録

- ① 審査の結果、品種登録出願について拒絶理由に該当しないと判断された場合には、品種登録がされます。品種登録により、登録品種について育成者権が発生します。育成者権の存続期間は25年（果樹等の永年性植物については30年）となります。  
（注）平成10年、17年の種苗法改正により育成者権の存続期間が延長されていますが、品種登録された時の存続期間が適用されます。
- ② 品種登録は、品種登録簿に、品種登録番号、登録年月日、農林水産植物の種類、品種の名称、品種の特性、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名、住所等を記載する方法により行われます。
- ③ 品種登録がされたときは、品種登録番号、登録年月日、農林水産植物の種類、品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名、住所等必要な事項が官報に公示されます。品種登録情報については、インターネットの農林水産省品種登録ホームページにより入手することができます。

### (2) 品種登録を受けた者への通知等

- ① 品種登録がされたときは、品種登録を受けた者（出願者＝育成者権者）にその旨が通知されます。
- ② 品種登録を受けた者は、1年目の登録料を品種登録の公示がされた日から30日以内に農林水産省に納付しなければなりません。1年目の登録料が期限までに納付されない場合には、その時点で品種登録が取り消され、育成者権は登録の時にさかのぼって消滅することとなり、仮保護に基づく補償金請求の権利も発生しません。

## 7 品種登録後の手続き

### (1) 登録料

- ① 品種登録を継続し、育成者権を維持するためには、所定の登録料を納付しなければなりません。所定の登録料を、所定の期限までに納付しない場合には、当該品種登録は取り消され、育成者権は消滅します。
- ② 登録料は、納付書に収入印紙をちょう付する方法により納付します。納付書にちょう付した収入印紙については、農林水産省で消印しますので、絶対に消印はしないでください。
- ③ 登録料の額は次のとおりです。

(単位：円)

1	～	3年目	各年毎に	6,000
4	～	6年目	〃	9,000
7	～	9年目	〃	18,000
10	～	30年目	〃	36,000

- ④ 登録料は、毎年各年分を納付すること、又は数年分若しくは25年分（又は30年分）をまとめて納付することが可能です。
- ⑤ 2年目以降の登録料は、毎年その前年以前（例えば、平成20年4月15日に品種登録された品種の場合には、第2年目の登録料は平成21年4月15日までに、第3年目の登録料は平成22年4月15日まで）に納付してください。

- ⑥ 2年目以降の登録料については、納付期限までに登録料を納付しなかった場合であっても、納付期限後6か月以内に登録料に加えて同額の割増登録料を追納（登録料と併せて倍額納付）すれば、登録を維持することができます。6か月の追納期限を過ぎて登録料及び割増登録料が納付されなかった場合には、品種登録は取り消され、当該品種の育成者権は当該年の登録料の納付期間を経過した時点にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ⑦ 育成者権を維持するためには、育成者権者は、自らの責任で登録料の納付を行わなければならない。登録料納付の通知は、初めて品種登録がなされた時だけ発送しますので、第2年目からの登録料の納付状況及び納付期限には特に注意してください。
- ⑧ 納付書の送付の際には書留類を利用してください。
- ⑨ 領収書は発行しません。領収の確認が必要な場合には、登録料納付書のコピーと切手をちょう付した返信用封筒を同封していただければ、コピーに受領印を押して返送します。

○ 品種登録料納付書（様式）

品 種 登 録 料 納 付 書			年	月	日
農林水産大臣 殿					
納付者					
住 所					
氏 名					印
代理人					
住 所					
氏 名					印
種苗法第45条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。					
記					
1	登録番号	番	号		
2	登録年月日	年	月	日	
3	農林水産植物の種類及び登録品種の名称				
4	納付年及び金額				
	納付年	第	年目		
	金 額	_____円			
	<input type="checkbox"/> 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納				
	金 額	_____円			
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。）					

（備考）

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 種苗法第45条第7項及び第8項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納」に「レ」を付す。

(2) 育成者権の移転等の登録

- ① 育成者権は、相続等の一般承継、譲渡契約等による特定承継により他の者に移転することができます。特定承継による育成者権の移転については、品種登録簿に登録しなければ効力を生じません。また、一般承継の場合には、遅滞なく移転登録を申請する方法によりその旨を農林水産大臣（窓口：知的財産課種苗室登録チーム以下同じ。）に届け出てください。
- ② 品種登録簿には、専用利用権、通常利用権等の設定、移転、変更の登録をすることができます。専用利用権の設定については、品種登録簿へ登録しなければ効力が発生しません。通常利用権の設定については、品種登録簿への登録をしなくても、許諾契約により効力が発生しますが、品種登録簿に登録しなければ、通常利用権者は、当該契約後、譲渡等によって育成者権等を取得した者に対抗することはできません。
- ③ 登録名義人の表示の変更又は更正の登録をすることができます。  
品種登録後の登録名義人（育成者権者、専用利用権者、通常利用権者、質権者）の表示に変更が生じた場合（転居、改姓、社名変更など）に、品種登録簿上の表示を事実上の正しい表示に合致させるため、又は品種登録簿の登録名義人の表示に錯誤や遺漏がある場合に、それを訂正や補完するために行う登録です。
- ④ 品種登録簿への登録の申請にあたっては、次の登録免許税がかかります。登録免許税額が3万円以下の場合には、申請書に相当額の収入印紙をちょう付する方法により納付します（登録免許税額が3万円を超える場合には、銀行において相当額の登録免許税を先に国に納付し、申請書にその領収証書を貼り付けます。）。

(登録免許税法別表第1-18 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）)

(一) 育成者権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	一件につき三千元
(二) 専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録	育成者権の件数 専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千元 一件につき九千元
(三) 育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録  ロ その他の原因による移転の登録	育成者権、専用利用権又は通常利用権(以下この号において「育成者権等」という。)の件数 育成者権者の件数	一件につき千五百円 一件につき三千元
(五) 信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録	債権金額 育成者権等の件数	千分の二 一件につき三千元
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変	育成者権等の件数	一件につき千円

更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までの登録に該当するものを除く。） （七）登録の抹消	育成者権等の件数	一件につき千円
---	----------	---------

⑤ 登録の申請書

ア 登録簿への登録は、申請書を農林水産大臣に提出して行います。提出の際には書留類を利用してください。

イ 申請書には、次の事項を記載します。以下の事項のほか、持分の記載等が必要な場合もあります。また、登録の原因を証する書面等必要な書面の添付が必要です。

- 一 申請の年月日
- 二 品種登録の番号
- 三 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
- 四 申請書の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 五 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 六 申請者が外国人であるときは、その国籍
- 七 登録の原因及びその発生日
- 八 登録の目的及び登録の目的が育成者権以外の権利に関するときはその権利の表示
- 九 添付書面の目録

ウ 以下、登録の申請書の主な様式例を示しますので、参考としてください。

○ 育成者権の移転登録申請書（様式例）

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           収入印紙            収入印紙は消印しないで下さい。         </div>	<p style="text-align: center;">( 9 , 0 0 0 円 )</p> <p style="text-align: center;">育成者権の移転登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産大臣 殿</p>	
<p>1 品種登録の番号</p> <p>2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称</p> <p>3 登録の目的 育成者権の移転</p> <p>4 申請者</p> <p style="padding-left: 20px;">登録権利者（譲受人）</p> <p style="padding-left: 40px;">〒</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）</p> <p style="padding-left: 20px;">登録義務者（譲渡人）</p> <p style="padding-left: 40px;">〒</p>	<p style="text-align: right;">印</p>	

住所 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	印
5 登録の原因及びその発生年月日 年 月 日 売買（又は譲渡）	
6 添付書面の目録 （1）育成者権売買契約書（又は譲渡証明書） （2）	1 通

（備考）

- 1 収入印紙欄には、相当する登録免許税額の収入印紙をちょう付し、（ ）内にその額を記載する。収入印紙は消印、汚損等しないこと。
- 2 代理人により登録申請するときは、代理をする登録権利者若しくは登録義務者の次に代理人欄を設け、その氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。
- 3 品種登録規則第13条又は第14条（判決による場合に限る。）に基づき、登録権利者だけで申請する場合にあっては、「登録義務者（品種登録規則第13条の承諾書を添付。）」のように登録義務者の次に（ ）書きで、当該条項及びその内容を簡潔に記載する。この場合には登録義務者の印（登録義務者が法人の場合にあっては代表者の氏名及び印）は不要とする。
- 4 申請者が外国人である場合には、住所の次に国籍欄を設けて国籍を記載する。
- 5 登録の原因に持分の定めがあるときは、登録権利者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）の次ぎに持分欄を設け、その持分を○／○で記載する。
- 6 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 7 添付書面として登録の原因を証明する書面、代理人により登録を申請するときは、その権限を証明する書面を添付し、添付書面の目録の欄に当該書面を記載する。

### ○ 育成者権の譲渡証明書（様式例）

譲 渡 証 明 書	
下記登録品種について、○○ ○○○が有する種苗法に基づく育成者権を下記譲受人に譲渡したことに相違ありません。	
記	
1 品種登録番号 第△△△号	
2 登録品種の属する農林水産植物 ○○○	
3 登録品種の名称 □□□□	
4 譲渡年月日 平成 年 月 日	
5 譲受人 住 所 氏 名	
平成 年 月 日 譲渡人 住 所 氏 名	○○ ○○○ 印



(添付書類)

1. 印鑑登録証明書 (譲渡人)

○ 専用 (通常) 利用権の設定登録申請書 (様式例)

収入印紙

収入印紙は消印し  
ないで下さい。

(9, 000円)

専用 (通常) 利用権設定登録申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

- 1 品種登録の番号
- 2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
- 3 権利の表示  
専用 (通常) 利用権
- 4 登録の目的  
専用 (通常) 利用権の設定
- 5 申請者  
登録権利者 (専用利用権設定者)  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載)  
登録義務者 (育成者権者)  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載)
- 6 登録の原因及びその発生日  
平成〇年〇月〇日 専用 (通常) 利用権許諾契約
- 7 設定すべき専用 (通常) 利用権の範囲  
地域: 〇〇県  
期間: 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで  
内容: 種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡及びこれらのための保管の行為
- 8 対価の額等  
対価の額: 専用 (通常) 利用権者の種苗の販売額の〇% } ※許諾契約書に定め  
支払方法: 毎年〇年〇月締め、翌月末日払い } がある場合に限る
- 9 添付書類の目録  
(1) 専用 (通常) 利用権許諾契約書 1 通  
(2)

(備考)

- 1 収入印紙欄には、相当する登録免許税額の収入印紙をちょう付し、( ) 内にその額を記載する。収入印紙は消印、汚損等しないこと。

2 代理人により登録申請するときは、代理をする登録権利者若しくは登録義務者の次に代理人欄を設け、その氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。

### (3) 品種登録の取消しと育成者権の消滅

① 育成者権の存続期間は25年又は30年ですが、この存続期間内であっても、次の表の左欄に該当する場合には品種登録が取り消され、表の右欄の時点で育成者権は消滅することになります。

取消事由	育成者権の消滅時期
① 育成者（その承継人）でない者が品種登録出願をした場合 ② 区別性、均一性及び安定性を欠いていたのに品種登録がされた場合 ③ 未譲渡性の要件を欠いていた場合 ④ 共同出願の要件に反していた場合 ⑤ 後願の場合 ⑥ 育成者権の享有をすることができない外国人が品種登録出願をした場合 （法第49条第1項第1号）	品種登録の時にさかのぼって消滅
法定の期間内に第1年分の登録料が納付されなかった場合 （法第49条第1項第4号）	
品種登録後、育成者権者が育成者権を享有することができない者になった場合 （法第49条第1項第3号）	左記事由に該当するに至った時にさかのぼって消滅
第2年目以降の登録料について追納期間満了までに登録料及び割増登録料が納付されなかった場合 （法第49条第1項第5号）	本来の納付期間満了日の翌日にさかのぼって消滅
品種登録後、均一性又は安定性の要件を備えなくなったことが判明した場合 （法第49条第1項第2号）	取消時に消滅
登録品種の特性を調査するための資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わなかった場合 （法第49条第1項第6号）	
登録品種の名称変更命令を受けた者が正当な理由なく従わなかった場合 （法第49条第1項第7号）	

② 登録料の不納付に係る取消し以外の理由による品種登録の取消しにあたっては、行政手続法の規定に基づき事前に聴聞（行政庁の職員等が主宰し、当事者が出席の機会を得て意見を述べる手続き。）が行われます。

なお、登録料の不納付を理由とする登録の取消しについては、聴聞は行われません。

## 8 品種登録に関する証明等の請求

(1) 何人も、農林水産大臣に対し、品種登録出願等に関する証明や登録簿の謄本の交付、願書閲覧・謄写等を請求することができます。請求可能な事項とその手数料については、以下の表のとおりです。

	請求事項	手数料
一	品種登録出願及び登録品種に関する証明	一件につき 1,500円
二	品種登録簿の謄本若しくは抄本の交付	一件につき 350円
三	品種登録簿の閲覧又は謄写	一件につき 220円
四	願書又はこれに添付した写真その他の資料の閲覧又は謄写	一件につき 1,100円

(2) 請求は、以下の様式により行います（窓口：知的財産課種苗登録チーム）。請求の際は書留類を利用すると確実です。

(3) 品種登録簿又は願書等の閲覧の請求については、請求後、閲覧を認める期間が農林水産省から通知されますので、その期間に農林水産省食料産業局知的財産課において閲覧することができます。

謄写の請求は、郵送による資料請求のみの扱いとなります。なお、謄写の請求を郵送で行う場合は、返信用の封筒に切手を貼り、あて先を記載したものを同封してください。

### ○ 品種登録出願に関する証明の請求書（様式例）

品種登録出願に関する証明の請求書		年 月 日
農林水産大臣 殿	請求者	
	〒	
	住 所	
	電話番号	
	氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	印
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1	品種登録出願の番号	
2	出願品種の名称	
3	請求事項	
	本品種が品種登録出願されていることの証明	
4	手数料 金額	円
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。）		

○ 登録品種に関する証明の請求書（様式例）

品種登録に関する証明の請求書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
請求者		
〒		
住 所		
電話番号		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1	品種登録の番号	
2	登録品種の名称	
3	請求事項	
	本品種が登録品種であることの証明	
4	手数料 金額	円
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。）		

○ 品種登録簿の謄本交付請求書（様式例）

品種登録簿の謄本交付請求書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
請求者		
〒		
住 所		
電話番号		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1	品種登録の番号	
2	登録品種の名称	
3	請求事項	
	品種登録簿の謄本の交付	
4	手数料 金額	円
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。）		

○ 願書の閲覧・謄写請求書（様式例）

願書の閲覧・謄写請求書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
請求者		
〒		
住 所		
電話番号		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1	品種登録出願の番号	
2	出願品種の名称	
3	請求事項 願書及び願書の添付資料の閲覧・謄写 （※ 閲覧又は謄写に○印を付けてください。）	
4	手数料 金額	円
（ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。）		

（備考）

請求する品種が登録品種の場合にあつては、「品種登録出願の番号」は「品種登録の番号」と、「出願品種の名称」は「登録品種の名称」とする。

○ 品種登録簿の閲覧・謄写請求書（様式例）

品種登録簿の閲覧・謄写請求書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
請求者		
〒		
住 所		
電話番号		
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		印
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1	品種登録の番号	

2 登録品種の名称

3 請求事項

品種登録簿の閲覧・謄写

(※ 閲覧又は謄写に○印を付けてください。)

4 手数料 金額 円

(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)

## 9 品種登録に関する問合せ先

出願の際又は出願後に疑問や問題が生じた場合には、以下に問い合わせてください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省食料産業局知的財産課種苗室

TEL 03-3502-8111 (代表)

出願・登録関係・・・知的財産課種苗室登録チーム

審査関係・・・知的財産課種苗室審査運営班

品種登録に関する情報は、農林水産省品種登録ホームページ (<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>) でもご覧いただけます。